

平成31年度一般会計予算特別委員会会議録

平成31年3月13日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 16：02

○委員長

ただいまから、平成31年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。審査の方法といたしましては、「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は4つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出、歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで、質疑をお願いします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、各款、各条にまたがる質疑、及び答弁を保留した質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、2月26日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、あらためてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、残時間の通知については、モニターに、随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。

また、審査は午後4時終了を目処とし、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますが、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査を行います過程で案件に関係のない職員は事務に支障をきたすことがないように、各職場で業務にあたっていただくようお願いいたします。

あわせて、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いいたします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

それでは、「議案第5号 平成31年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部におたずねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

○財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えさせていただきます。要求のありました資料は、全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができておりますので、サイドボックスに掲載いたします。

暫時休憩いたします

休 憩 10:02

再 開 10:03

委員会を再開いたします。

それでは、執行部に補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第5号 平成31年度飯塚市一般会計予算」の概要について、説明させていただきます。

「平成31年度当初予算資料」3ページの「当初予算集計表」をお願いします。一般会計で649億4千万円を予算計上しております。前年度と比較いたしますと、41億4300万円、率にして6.8%の増としております。

4ページの「当初予算概要書」をお願いします。予算の概要を費目毎にまとめ、左側に予算書のページを記載しております。このうち、平成30年度と比較し、増額が大きい項目と新規事業を中心に、主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、歳入の約22%を占める市税は、平成30年度の決算見込等を勘案し、総額で142億740万7千円、前年度比で4億905万2千円の増としています。

市民税のうち個人市民税では1億545万7千8百円の増、法人市民税では1億154万3千2百円の増、また固定資産税では、建物の新築・増築の増などにより1億173万1千円の増としています。

地方譲与税から地方特例交付金につきましては、国が公表する地方財政計画の伸び率を勘案して、計上しています。なお、自動車取得税交付金は、2019年10月から廃止となるため、前年度比7400万円の減とし、10月以降につきましては、軽自動車分は、市税の軽自動車税環境性能割として計上し、軽自動車以外の分については、環境性能割交付金として6100万円を新規計上しています。

歳入の約24%を占める地方交付税は、普通交付税で合併算定かえの段階的縮減などによる減少や市債の元利償還金増などによる増加を勘案しまして、前年度同額の135億円を計上しています。臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税総額で149億5700万円、前年度予算比で2億9700万円の減と見込んでいます。

分担金及び負担金は、9億5806万4千円、前年度比1億752万8千円の増としています。これは、ふくおか県央環境広域施設組合負担金で、平成31年4月新設の一部事務組合へ派遣する職員人件費相当の8648万2千円の新規計上などによるものでございます。

5ページから7ページにかけて記載しております、歳入の約29%を占める国庫支出金及び県支出金は、歳出に計上する本年度実施予定事業に係る国・県の負担金、補助金などを計上し、190億2152万3千円、前年度比10億7910万2千円の増としています。

7ページの下段をお願いします。財産収入は、8億644万7千円、前年度比3億4744万7千円の増としています。これは、市有土地売却収入において、分割納付としていた津島工業団地の土地代金が、2019年度で完納となるため、3億8297万1千円を計上したことによるものです。

寄附金は、16億8010万円、前年度比11億3千万円の増としています。これは、ふるさと応援寄附金について、平成30年度の決算見込額を勘案しまして、16億8千万円、前年度比11億3千万円の増としたことによるものです。

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整で12億2051万9千円を計上し、前年度比7886万5千円の増としています。また、減債基金繰入金は、合併特例事業債の元利償還金の一般財源相当分7億4199万8千円、前年度比1880万9千円の減としています。これにより、財政調整基金と減債基金の2019年度末残高は、合計で約128億円になると見込んでいます。

8ページをお願いします。市債につきましては、普通交付税の振替分である臨時財政対策債を、14億5700万円、前年度比2億9700万円の減としていますが、歳出に計上する本年度実施予定事業に合わせ、交流センター整備事業債・水道事業会計出資債・観光施設整備事業債・街路整備事業債などに合併特例事業債25億1310万円を活用するなど、総額で52億5600万円、前年度比11億7810万円の増としています。これにより、一般会計ベースでの2019年度末市債残高は、約744億円になると見込んでいます。

9ページをお願いします。次に、歳出ですが、職員人件費の一般会計及び特別会計の総額は、退職者及び新規採用者等の人件費の影響などを勘案し、74億2009万円を計上しています。歳出の約13%を占める総務費は、80億9218万6千円、前年度比19億6189万9千円の増、率にして32%の増としています。

財産管理費における増要因は、庁舎管理運営事業費の穂波庁舎施設管理費で、屋根・外壁改修に係る工事費など1億9392万4千円の増。

10ページをお願いします。穎田支所庁舎移転事業費で穎田支所庁舎借上料など2984万7千円の皆増、その他の財産管理費の鹿毛馬小峠及び平恒原口における法面改良事業費で8493万7千円の増などがございます。

企画費における増要因は、市民活動推進事業費のセカンドライフ応援ポイント事業費で、市主催の地域貢献に関する活動及び研修に参加した60歳以上の方を対象に、地域の指定店で使用できるポイントを付与する事業経費72万8千円の新規計上、国際化推進事業費の地域魅力発信事業費で、駐日外交団による本市の視察・体験にかかる経費36万3千円の新規計上、ふるさと応援寄附事業費で、歳入増に伴う関連経費8億234万3千円の増、その他の企画費の総合戦略策定事業費で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の更新経費252万8千円の新規計上などがございます。

11ページをお願いします。地域振興費における増要因は、菰田・堀池地区活性化事業費で市場移転後の跡地の公園、及び周辺道路の整備にかかる設計委託料など818万7千円の増、その他の地域振興費の、条例名称は仮称ですが、地域まちづくり推進条例策定事業費69万3千円の新規計上などがございます。

12ページをお願いします。交流センター費では、建かえまたは耐震改修などを実施する7つの交流センターの整備事業費、総額で11億7041万3千円、前年度比7億1976万2千円の増としています。

低所得者・子育て世帯支援商品券発行事業費では、国の補助金を活用した、消費税率増率に伴うプレミアム付商品券発行に係る経費3億5058万3千円を新規計上しています。

歳出の約48%を占める民生費は、310億1737万6千円、前年度比7億6822万2千円の増としています。

14ページをお願いします。障がい者福祉費における増要因は、障がい者福祉事業費の障がい児通所支援事業費1億2701万5千円の増、障がい者自立支援事業費の障がい者自立支援給付事業費3億6713万6千円の増などがございます。

15ページをお願いします。児童福祉総務費におきましては、保育士確保緊急対策事業費の就職緊急支援事業費、修学資金貸付事業費、生活資金貸付事業費で、合計3968万9千円、前年度比585万円の増としています。

児童措置費における増要因は、私立保育所等保育措置事業費の私立保育所整備補助事業費で、国の交付金を活用した新設の私立保育園の補助金交付関連経費1億7480万円の新規計上。

16ページをお願いします。その他の児童措置費の児童扶養手当給付費で、支払回数の変更に伴う2億5107万8千円の増などがございます。

保育所費における増要因は、保育所運営事業費の公立保育所延長保育事業費で650万9千円の皆増、筑穂保育所整備事業費で、建かえにかかる設計委託料など3649万6千円の新規計上

などがございます。

17ページをお願いします。扶助費の生活保護扶助事業費につきましては、生活保護率の減少傾向に伴い2億1206万1千円の減としています。

衛生費は、51億1997万8千円、前年度比1億2612万7千円の増としています。予防費の予防接種事業費におきましては、国の負担金を活用した風しん対策にかかる予防接種委託料1284万3千円、及び抗体検査委託料4287万円を新規計上し、4945万9千円の増としています。

健康づくり推進費における増要因は、保健事業費の自殺対策計画策定事業費で108万8千円の新規計上、母子保健事業費の不妊治療助成事業費で、助成対象回数を1回追加し、135万円の増、乳幼児育成指導事業費で、相談事業を拡充のうえ療育指導を追加し、279万7千円の増などがございます。

18ページをお願いします。上水道費の上水道事業費では、老朽管対策として、災害時重要給水施設への連絡管を重点的に耐震管に更新するため、水道事業会計補助金を全体で1億7660万1千円の増としています。

そのほか、平成31年4月よりふくおか県央環境広域施設組合が新設されることに伴い、飯塚市斎場、清掃工場、リサイクルプラザ、環境センターの管理運営経費につきましては、当該組合への負担金に変更しています。

19ページをお願いします。農林水産業費は、11億1131万3千円、前年度比7273万7千円の増としています。

農業振興費の農業振興事業費では、持続可能な地域農業の確立、多様な担い手の育成・確保のため、各種補助制度にかかる経費などを計上しています。

また、農林水産業費の増要因としましては、農業施設費の農業施設管理運営費、かんがい施設費で、その維持管理経費3372万3千円の増。

20ページをお願いします。林業振興費の荒廃森林整備事業費で、6014万4千円の増などがございます。

商工費は、15億7657万7千円、前年度比8億172万9千円の増、率にして103.5%の増としています。

商工業振興費における増要因は、商工業振興事業費、地域再生計画事業費の大学生地域交流活性化支援事業費で、つなぐカフェ事業の補助金1050万円の皆増、海外経済交流推進事業費のアジア経済交流推進事業費で、アジアの国との経済交流、外国人材の活用を目的に447万8千円の新規計上。

21ページをお願いします。ベイエリア構想推進事業費で、企業の海外進出に向けた取組の推進を図る経費339万円の新規計上などがございます。

観光費の筑豊ハイツ整備事業費では、筑豊ハイツテニスコート整備事業費で屋内テニスコートの照明、コート表面などの改修経費2882万9千円の増、筑豊ハイツ再整備事業費で8億393万5千円の皆増としています。

土木費は、34億3166万3千円、前年度比1億5573万7千円の増としています。

土木総務費では、定住化促進事業費の住宅改修補助事業費で、2505万円の新規計上、戸建て中古住宅取得補助事業費で3千万8千円の新規計上、その他の土木総務費では、ブロック塀等撤去促進事業費で545万9千円の皆増などを計上しています。このうち、住宅改修補助事業、戸建て中古住宅取得補助事業につきましては、従来の住宅リフォーム補助金、マイホーム取得奨励補助金を廃止し、定住化促進に加え、子育て世代の支援、空き家対策にもつながる事業として実施するものがございます。

22ページをお願いします。道路橋りょう維持費では、橋りょう長寿命化事業費で1億1236万8千円の皆増、都市計画総務費では、都市計画等策定事業費の移動等円滑化促進方針

策定事業費で、改正バリアフリー法、共生社会ホストタウンに対応した方針策定経費1601万1千円の新規計上などが増要因でございます。

23ページをお願いします。下水道費の浸水対策事業費につきましては、総額で3億8961万8千円を計上しています。

24ページをお願いします。消防費は、16億6454万4千円、前年度比2642万4千円の減としていますが、減要因としては、常備消防費の常備消防運営事業費、飯塚地区消防組合費で8319万円の減などがあり、増要因としては、消防施設費、飯塚方面隊第2分団鯉田分隊及び飯塚方面隊第5分団横田分隊の車庫等建替事業費で、合計で5825万2千円の増、災害対策費の防災事業費、災害警戒・対策本部費で、無人航空機ドローンの購入及び運用に要する経費189万7千円を含む204万9千円の増などがあります。

教育費は、58億7318万1千円、前年度比1億3731万4千円の増としています。人権教育費の人権啓発推進事業費、人権問題市民意識調査等事業費で380万2千円の新規計上。

25ページをお願いします。小学校費の教育振興費における増要因は、教育用情報機器整備事業費で電子黒板やタブレット型パソコンなどの整備経費6246万6千円の増、特別支援教育推進事業費の児童の発達に関する巡回相談・支援事業費で、保護者と教職員に対する臨床心理士等による専門的な支援や指導の経費60万5千円の新規計上などがあります。その他の教育振興費では、本物・未来志向の人材育成事業費、プログラミング教育推進事業費を前年度に引き続き計上しています。

26ページをお願いします。学校整備費における増要因は、大分小学校及び若菜小学校の大規模改造事業費の合計で1億3455万円の増、学校施設長寿命化計画策定事業費の541万2千円の新規計上などでございます。

中学校費では、小学校費と同様、本物・未来志向の人材育成事業費、プログラミング教育推進事業費、学校施設長寿命化計画策定事業費などを計上しています。

27ページをお願いします。社会教育総務費のその他の社会教育総務費、全国大会等出場報奨事業費で、報奨対象に中学生以下の文化部門の九州大会以上を追加し10万円の増としています。これは、29ページに記載しています保健体育総務費のその他の保健体育総務費で、スポーツ部門についても同様に対象を追加し57万5千円の増としています。

28ページをお願いします。文化財保護費では、文化財保存活用事業費の文化財保存活用計画策定事業費で389万2千円の新規計上、公益財団法人図書館振興財団の助成金を活用して実施いたしますデジタルミュージアム整備事業費で1244万5千円の新規計上、鹿毛馬神籠石、旧伊藤伝右衛門邸及び目尾炭坑跡の保存整備事業費の合計で、8190万9千円の増などを計上しています。

29ページをお願いします。文化会館費の文化会館整備事業費では、施設の大規模改修に係る経費を計上し1億1574万7千円の増としています。

保健体育施設整備費における増要因は、保健体育施設整備事業費の健康の森公園市民プール施設整備費で6603万4千円の増、筑穂体育館施設整備費で5625万9千円の新規計上、穂波野球場施設整備費で4220万円の新規計上、体育館等建設事業費では設計委託料、解体工事などを計上し4557万6千円の増などがございます。

歳出の約10%を占める公債費は、66億3848万2千円、前年度比1億3390万2千円の増としています。これは元金の償還開始等に伴う1億9千万7千円の増、利子の借入利率の低下に伴う5610万5千円の減によるものでございます。

継続費は、鯉田交流センター整備事業につきまして、2021年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

繰越明許費は、地方卸売市場周辺道路等整備設計委託料以下7件につきまして、年度内に事業完了が見込めない事由により設定するものでございます。

債務負担行為は、路線価格評定委託料以下12件につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。

48ページ以降に一般会計等の前年度との比較資料等を添付しております。

増減の主なものについては、予算概要書の中で説明いたしましたので、比較表の説明は省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

続きまして、提出しております、「平成31年度当初予算資料」に3箇所の誤りがありましたので、その説明をさせていただきます。

1つ目は、予算概要書11ページ16行目に、総務費・地域振興費、まちづくり協議会活動推進事業費の項目に記載しております「まちづくり協議会補助金」の額「42832円」につきましては、提出させていただいております正誤表のとおり「33394円」が正しい数値でございました。なお、予算書につきましては、修正はございません。

残りの2箇所は、50ページの「一般会計歳入予算款別財源構成内訳比較表」の区分の右側の「一般財源・平成30年度・補正後予算額」及び「特定財源・平成30年度・補正後予算額」の「補正後予算額」につきましては、「当初予算」が正しい表記でございました。

訂正させていただきますとともに、お詫び申し上げます。誠にもうしわけございませんでした。  
○委員長

補足説明が終わりましたが予算資料の訂正についてはご了承願います。ただいまから各款の質疑に入ります。

まず、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」の質疑を許します。

初めに質疑通告されております60ページ、一般管理費・職員給与費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。音楽大学設立調査担当参与配置及び経過についてお尋ねをします。まず、仕事の内容を伺います。

○秘書課長

音楽大学設立調査担当参与の業務内容につきましては、一般社団法人福岡音楽大学設立の会と連携して、大学設立に関する調査研究を行います。具体的な内容としましては、1、他の音楽大学の状況として、大学の特色、学費、入学者数、学生確保の見通し、就職先等の調査、2、大学の立地場所の選定、調査、3、他自治体等の事業調査、4、国、県への相談等です。また5として、飯塚市文化連盟など音楽教育関係者から意見聴取、以上のことを含め設立の会と協議を行うことが主な業務内容となっております。本年度実施した業務内容につきましては、他の音楽大学の状況確認、他自治体等の事例の調査、また昨年11月にコスモスコモンで開催された第42回全九州高等学校音楽コンクールで、コンクールに参加されていまして学校の先生及び生徒へのアンケート調査等を実施しております。

○川上委員

新年度の仕事は、どういうことを予定しているかお尋ねします。

○秘書課長

新年度につきましては、現在音楽大学の設立に向けた基本構想素案を設立の会と飯塚市と作成中でございます。その内容について精査、確認を行って、基本構想素案作成後に広く周知を行いながら、市内部の関係課との協議や音楽教育関係者等の意見を確認しながら、基本構想を取りまとめていくというふうに考えております。

○川上委員

基本構想の取りまとめの時期はいつごろ考えていますか。

○秘書課長

素案につきましては、3月中にまとめる予定でございます。

○川上委員

基本構想の素案のことを言っているんですか。3月というのはいつの3月のことですか。

○秘書課長

失礼しました。今月3月までに基本構想の素案を取りまとめたいというふうに考えております。

○川上委員

それで新年度にその仕事をするわけですが、構想の取りまとめ自体はいつの見通しですか。

○秘書課長

素案を基本構想としてする部分につきましては、素案の作成後に市民の方等に広く周知を行いながら、関係課との協議とか、音楽教育関係者との意見を聞きながら、基本構想を取りまとめていきますので、いつの時期までというのは現段階ではまだちょっと確定していません。

○委員長

次に、63ページ、一般管理費、行財政改革推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

第2次行財政改革計画の見通しについて、そのうち、まず第2次行財政改革後期実施計画について、どういう内容を考えておられるのか、お尋ねをします。

○総合政策課長

第2次行財政改革後期実施計画につきましては、今年度中に策定するとしておりまして、最終的な調整段階に入っております。今までの行財政改革は、どちらかと言いますと歳出削減に重点を置いておりましたが、後期計画では事務事業の効果的、効率的な見直し、歳入の確保、公共施設の最適化、市民との連携、民間事業者との連携、自治体間連携に重点を置いた行財政改革に取り組むことで検討いたしております。

○川上委員

次に、市債の残高について及び財政見通しのこの間の変化はどうなっているかお尋ねします。

○財政課長

まず、市債の残高についてお答えいたします。

平成27年度は財政見通しが724億2千万円。決算数値が約671億2千万円。その差は約53億円の減。

平成28年度は財政見通しが838億2千万円。決算数値が約749億4千万円。その差は約88億8千万円の減。

平成29年度は財政見通しが827億3千万円。決算数値が約778億7千万円。その差は約48億6千万円の減。

平成30年度は財政見通しが818億円。決算見込み数値、2月補正予算編成後の見込み数値でございますが、約785億9千万円。その差は約32億1千万円の減。

平成31年度は財政見通しが793億3千万円。決算見込み数値は、当初予算編成後の数値ですが、約775億3千万円。その差は約18億円の減となっております。

市債残高の減となった主な理由としましては、特別事業分の実施年度変更や執行残により事業費が減少し、それに伴い地方債の借入額が減少したことによるものと考えております。

続きまして、基金残高につきましてお答えいたします。

平成27年度は財政見通しが146億2千万円。決算数値が約147億7千万円。その差は約1億5千万円の増。

平成28年度は財政見通しが130億6千万円。決算数字が約153億4千万円。その差は約22億8千万円の増。

平成29年度は財政見通しが124億3千万円、決算数値が約149億4千万円。その差は約25億1千万円の増となっております。29年度までの決算時点で、約25億1千万円の増となっている主な理由としましては、小中学校整備事業費は浸水対策事業費といった特別事業の全体事

業費が執行残や執行時期が変更となりまして、今年度に送ったこと。

平成27年度公表分の財政見通しと比較しまして、約64億円減少し、その財源として見込んだ国県支出金及び地方債も約44億円減少しましたがけれども、結果として財源調整が必要と考えた額が約20億円減少したものによるものと考えております。

あと平成30年度、平成31年度は予算編成時点の数値で、今後変更、変動が見込まれますけれども、平成30年度は財政見通しが110億円、決算見込み通知は2月補正予算編成後の見込み数値で約146億6千万円、その差は約36億6千万円の増。

31年度は財政見通しは97億1千万円。決算見込み数値は当初予算編成後の数値で約128億1千万円、その差は約31億円の増となっています。いずれも平成30年度と平成31年度、どちらにつきましても主な要因としましては、特別事業の実施時期の変更などにより、小中学校整備事業、筑豊ハイツ整備事業、文化会館改修事業などにおいて増となった要因もございましてけれども、歳入でふるさと応援寄附金を決算見込み額に合わせて増としたことなどによるものと考えております。

○委員長

次に、74ページ、企画費、市民活動推進事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

飯塚市セカンドライフ応援ポイント事業について、お聞きいたします。今回、新規事業ということですが、この目的と概要についてお願いします。

○商工観光課長

今後増加します高齢者、またシニア世代の方が生き生きと活躍できるようみずから積極的に社会参加し、地域社会に貢献できるシステムの構築、さらには、地域経済の活性化を目的として、導入を図るものでございます。制度の概要でございますが、60歳以上の市民の方を対象にし、市が指定します講座や研修を受講された場合に、市内で流通している地域ポイントに交換できる行政ポイント券を発行するものでございます。

○光根委員

市が指定する講座や研修ということですが対象となる研修、講座はどのようなものがありますか。

○商工観光課長

市が主催します教育、福祉、子育てに関する事業で、市からの補助金や報酬等を受けていない事業でございます。研修、講座関係では、認知症サポーター養成講座、フレイル予防サポーター養成講座、手話奉仕員養成講座、ファミリーサポートセンター事業登録講習会などを予定しております。ボランティアの参加型の事業としましては、療育キャンプ事業ボランティア、熟年者まなび塾事業を予定しております。

○光根委員

受講をされた場合、いくらのポイントの交付があるのでしょうか。また1ポイントはお金に換算すると、どのくらいになりますか。

○商工観光課長

基礎、初歩的な研修につきましては、受講終了時に100ポイント、連続講座や上級的な講座につきましては、500ポイントを付与することとしております。参加型は1回の参加につき100ポイントとしておりまして、なお1ポイントにつきましては、1円のとての商品が買えるような取り組みとさせていただきます。

○光根委員

地域ポイントに交換できるということですが、現在、市内で流通している地域ポイントはどんなものがありますか。

○商工観光課長



今回の事業は地域経済の振興も目的としておりますので、交換できる地域ポイントは、現在、「チクスキパス」、「コスモスタンプ」、「てんとうむしーる」としており、全国的に流通しているポイントへの交換は予定しておりません。

○光根委員

ではポイント換金の流れを教えてください。

○商工観光課長

対象となります市民の方々が、市が指定します講座や研修を受講されましたら、ポイント券を紙ベースで市のほうから交付させていただきます。市民の方々は交付を受けたポイント券を持って「チクスキパス」や「コスモスタンプ」、「てんとうむしーる」に加盟する各店舗に行ってください、それぞれの地域ポイントに交換していただきます。必要に応じて既に交換したポイントを使用していただくこととなります。

次に、ポイント交換を行った店舗は定期的に「チクスキパス」や「コスモスタンプ」、「てんとうむしーる」の管理事務所に交換済みポイント券をお渡しいただき、ポイント相当分の代金を受け取りいただくこととなります。最後に、ポイント券を受け取った各管理事務所につきましては、市に対し手数料を含むポイント代金を請求することとなります。

○光根委員

最後になりますけれども、現在、このポイントを付与する講座や研修は限定された9事業ということをお伺いしておりますが、今後はどのようなお考えになりますか。

○商工観光課長

質問者言われますとおり、初めは市が主催する教育や福祉子育てに関する事業で報酬等を受けていない9事業で選定しておりますけれども、今後は、対象事業の拡大やポイントが使用できる店舗の拡充、また電子化の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長

次に、75ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

今委員長にご紹介いただいた、ふるさと応援寄附事業費についてお伺いをします。記念品料や各手数料についての詳細をまずお知らせください。

○まちづくり推進課長

ふるさと応援寄附事業費、記念品料約8億1460万円につきましては、寄附者に送る返礼品と送料となっており、返礼品は寄附額の3割で積算を算定しております。また印刷製本費約540万円につきましては、主にカタログパンフレットの印刷費で、東京福岡県人会、同窓会関東、関西、福岡等またPRイベント等で配付いたしております。

次に、通信運搬費、約2107万円につきましては、受領証明書の郵便料等の費用となっております。広告料約560万円につきましては、主にネット広告や雑誌、新聞等の掲載費用となっております。

次に、クレジット決済手数料622万円、クレジット払いに関する決済手数料、また事務代行手数料約2億6950万円につきましては、ポータルサイト全6サイトの掲載手数料、事務代行手数料となっております。

○上野委員

前年度、平成30年度との比較についてはどのようになっているか、お知らせください。

○まちづくり推進課長

前年度当初予算、平成30年度予算で3億3760万円。平成31年度予算で11億3610万円と昨年度比で3.4倍の増となっております。

○上野委員

歳出についてもお知らせ願いますか。

○まちづくり推進課長

先ほど答弁いたしました歳入ベースでお答えをさせていただきます。歳入ベースにつきましては、平成30年度、寄附件数が3万4167件、寄附額が5億5千万円。平成31年度予算額で寄附件数12万9231件、寄附額が16億8千万円と、昨年費ベースで件数で3.7倍、寄附額で3倍を見込んでおります。

○上野委員

そのまま歳出についてもお知らせ願っていいですか。

○まちづくり推進課長

歳出につきましては、当初予算の事業費全体で、平成30年度予算で3億3376万円。平成31年度、11億3610万円ということで、昨年度費3.4倍の増となっております。

○上野委員

3倍伸びているということで非常に努力をいただいていると思います。その歳出のほうなんですけども、事業の名称どおりふるさとを応援するために寄附をいただいているということで、歳出についてもできるだけ市内企業に仕事をさせていただくべきだと思うんですが、特に突出しているのが、記念品は別にしましたら事務代行手数料が約2億7千万円ほどになるようですが、この部分は市内企業で対応できるような企業はないのでしょうか。

○まちづくり推進課長

事務代行の業務内容につきましては、寄附受領後の今後の流れも含めまして、お礼のメール、返礼品事業者への配送の手配、各種問い合わせ、またクレーム対応、返礼品事業者の登録変更等、返礼品の登録変更等もございまして、コンサルティング業務が主な業務内容となります。市としては、ふるさと納税に関します経験、ノウハウが必要なコンサルティング業務が最も重要であると考えております。したがって、事務代行業者につきましては、まず1に、ふるさと納税に関するノウハウ、専門性、また経験があり、コンサルタント担当業務ができること。また次に2点目として、寄附件数が増加する中でも、柔軟な対応ができ、返礼品の登録変更等に素早く対応できることが求められております。質問委員ご指摘のとおり、市内業者につきましても、そういった点を兼ね備えた部分につきましては、精査したところで今後、検討していく必要があるというふうに考えております。

○上野委員

ありがとうございます。担当課においても今までの経験が蓄積されておられると思うので、できるだけ市内業者と協力をしながらその育成に努めていただいて、この事業の目的に沿うような形で、できるだけ市内に発注をしていただきたいというふうに思っています。続いてですが、ふるさと納税の寄附金について、寄附者の皆様の選択した事業に充当をきちんとされているか、どうかお知らせください。

○まちづくり推進課長

寄附者が寄附時に選択いただきました使途、使い道につきましては6項目ございます。平成30年度分が1月末で25億8470万2500円でございますが、まず、6項目の1番としまして、産業経済の活性化が22.1%、教育文化の充実が22.2%、市民福祉の向上が5.5%、生活基盤の充実、環境整備が4%、まちづくりの推進が31.3%、全事業につきましては15%という形で一般財源に充当され寄附者の意向どおりに関連する事業に充当して活用させていただいているような状況でございますが、最終的な金額につきましては、財政部局で決算時に、そういう部分を精査した上で、充当させていただいているところでございます。

○上野委員

金額までお知らせいただけなかったもので、私のほうから紹介させていただくと、産業経済の活性化に5億7千万円、教育文化の充実に5億7千万円、市民福祉の向上に1億4千万円、生活基盤の充実、環境整備に1億円、まちづくり推進に8億円、全事業を何でもよいというのが3億

8千万円、それぞれおよその金額ですが、これは各項目に充当しているよということなんですが、一般財源に繰り入れを一括してされると、どこに充当されているのか全く見えなくなるんですね。寄附者の皆さん方が選択をされて、こういう事業で使ってほしいよということなので、できれば、ふるさと納税部分を基金など設けて、具体的に見える、そしてこの部分に関しては、ホームページなどで紹介して、きちんと寄附していただいた皆様にフィードバックするというような形も必要かと思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○まちづくり推進課長

先ほど質問委員がお示しいただきました金額につきましては、先ほど申しましたパーセンテージにつきましては寄附者が選択いただいた使途の希望のところのパーセンテージで申し上げさせていただきました。金額につきましては、先ほど申しましたけど、財政部局と全体の決算額を調整した上で、決定されている状況でございます。また基金のお話でございますが、現在クラウドファンディングや思いやり型返礼品など、具体的な使途目的でのふるさと納税の導入も検討をいたしております。返礼品につきましては総務省の返礼品に関する指針等も明確になっていない面もございますが、ふるさと納税を推進することは、質問委員が言われますように、市の収入財源の確保のみならず、地域商品の流通増、商品やサービス消費拡大による経済効果、また新たな雇用創出、シティプロモーションの効果などが期待されるというふうに考えております。総務省の指針を遵守しながら、引き続き、積極的な事業展開をしていながら、まちづくり等地域活性化のため、ふるさと納税の拡大と推進を図っていきたくと考えております。基金の創設の問題でございますが、基金の創設、また財源充当の具体的な見える化につきましては、今後も財政部局と関連部局と詰めた協議を行いながら、まちづくりに充当できる財源となるよう、また寄附者等に具体的に活用させていただいた財源充当先への具体的な見える化につきましても関係所管課とさらなる協議を進めていきたくと考えております。

○上野委員

クラウドファンディングや思いやり型の返礼品というのも考えておるということなんですが、この寄附される方の年代層というのは、結構高いんじゃないかなと思うんですよ。推測できると思うんですが。あまり寄附するときに、煩雑になると、なかなか遠ざかっていくというふうなことも考えられるので、できるだけ明確にわかりやすくしてあげることが必要だと思うんですね。今基金については財政部局とも詰めた協議を行いたいということだったんですが、財政部局において、この部分を基金化することについて、何か大きな障害がございますか。

○財政課長

基金に一旦、積むということは、その予算を編成した上で、一旦、基金に積んで、それからそれを使用する場合は、予算を組んで繰り入れの予算を組むということになりますので、時間的な補正予算を編成した上でないと使用できないという、そういったところに多少時間的なロスがあるかと考えております。それ以外につきましては、今までどおり事業に充当しているという点につきましては、特段の問題はないと考えております。

○上野委員

わかりました。当初予算で組んでいただくときに、前年度のこの比率を参考にして事業を組んでいくというふうなこともできるのではないかと思いますので、積極的に基金創設について、検討していただきますようによろしくお願ひします。

○委員長

暫時休憩いたします

休 憩 11:00

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

78 ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費・公共交通対策事業費につい

て、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

西鉄バスやJRバスの一方的な路線廃止、減便、買い物をする身近なお店の閉店が続く一方で、免許証の返還を考える高齢者がふえています。本市のコミュニティバスや予約乗り合いタクシーの運行について、改善と充実を求める声は年々広がっています。山間部、市街地を問わず、買い物や病院通いなど、最低生活を支えるのに困難を感じていると、声は切実化しています。そこで、今回の飯塚市地域公共交通協議会に対する負担金があるわけですが、西鉄の代表を含むこの協議会は、地域の皆さんの声を受けとめた改善・充実に向けて、議論する場としてどのように有効に機能しているか、お尋ねをします。

○まちづくり推進課長

飯塚市地域公共交通協議会は、公共交通に携わる本市の職員、他の関係行政機関の職員、また民間公共交通事業者、道路管理者、商工業の関係者、福祉関係団体の代表者、学識経験者、また地域住民代表など30名の委員で構成されております。会議の中では公共交通をめぐる諸問題について、委員それぞれの立場からさまざまなご意見をいただいているところでございます。コミュニティ交通の運行につきましては、毎年、各委員に所属の団体等におけるご意見、ご要望の集約をお願いいたしまして、会議の中では集約されたご意見、ご要望等を資料として提示、提出いたしまして、協議・検討をしておりますので、コミュニティ交通の運行の改善、充実に向けた有意義な審議が行われているものと考えております。

○川上委員

協議会の開催予定回数、開催スケジュールは怎么样了か、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

平成31年度は4回の開催を予定しております。コミュニティ交通の運行に関する審議のスケジュールといたしましては、1回目の会議を6月ごろに開催いたしまして、昨年度の運行実績の振り返りや国庫補助を受けている事業の事業経過に関する審議等を行っております。2回目、3回目は秋ごろからおおむね年末までに開催いたしまして、この段階で次年度のコミュニティ交通の運行内容を決定していくような流れとなっております。これに加えて、民間路線バスに関する事など、不定期に発生するアンケートに対応するため、会議を1回予定しているところでございます。

○川上委員

2年後の運行の改定に向けて、ことしは重要な年になると思います。市民の声をきちんと受けとめて反映させることが重要ですが、西鉄の代表は、この協議会の中でどういう役割を果たしていますか。

○まちづくり推進課長

先ほどご答弁を差し上げました公共交通協議会会議の委員として出席をしていただいております。その中で西鉄、民間公共交通事業者としての立場からいろいろなご意見、また他の委員さんからのご意見、それから、ご質問等にお答えしていただいているような状況でございます。

○川上委員

協議会の中では役職についていますか。

○まちづくり推進課長

副会長でただいまお願いをしております。

○委員長

次に、79ページ、地域振興費、菰田・堀池地区活性化事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

地方卸売市場周辺道路等整備設計の目的及びスケジュールについて、お尋ねをします。

○都市施設整備推進室主幹

菰田・堀池地区の活性化実現に向け、平成30年12月に策定しました菰田・堀池地区活性化基本方針に沿った具体案を定め、平成31年度は、地方卸売市場周辺道路等設計委託を行うものでございます。設計委託の内容は、卸売市場周辺道路基本設計、また長期未着手となっております都市計画公園の再配置を図るための基本設計でございます。

○川上委員

都市公園の再配置というのはどういうことでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

菰田地区に未整備、未着手の都市計画決定をされている公園がございますので、その公園を再配置して整備していきたいと考えております。

○委員長

次に、地域振興費、婚活支援事業委託料について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

79ページ、地域振興費、婚活事業費ですけれども、まず現在までの委託状況はどのようになっていますでしょうか。

○子育て支援課長

現在までの委託状況といたしましては、この婚活事業を平成21年度から実施しておりますが、これまで平成22年度、平成23年度の2カ年と平成29年度から平成30年度の2カ年を業務委託により実施しております。今年度の実施状況ですが、12月8日、土曜日と3月2日、土曜日の2回開催し、12月開催では7組、3月開催では4組のカップルが成立しております。

○秀村委員

それでは、これまで実施した事業の内容はどのようなものでしょうか。

○子育て支援課長

平成21年度から実施してきました婚活事業の事業内容といたしましては、パーティー形式によるものやバスハイク、スイーツコンパ、ダンスパーティー、親のお見合いなどの事業を実施してきております。また平成29年度の業務委託からは、イベント実施後のカップル成立までは至らなかったものの、気になる方がいらっしゃった場合のアプローチなどのアフターフォローの実施も盛り込んでおります。このアフターフォローにより成立したカップルは、平成29年度が3組成立しております。

○秀村委員

それでは、これまで何らかのトラブルなどの報告がございましたでしょうか。

○子育て支援課長

これまで実施してきたイベントの参加者からの報告はございません。委託先からもそういったトラブルの報告は上がってきておりません。トラブルではないのですが、事業を実施する際に年齢設定をいたします。その際に対象年齢から外れた方から参加したかったのですがという問い合わせの連絡はあっております。今後も参加者からのアンケート等を参考にし、事業を実施してまいりたいと考えております。

○秀村委員

これは大体50万円ちょっとのお金で毎回されているんですが、それと参加された方の参加費等で、少ない事業費の中でいろいろ知恵を出してされていると思っっているんですけど、今、アルコールもまだ出してないですかね、と思います。その辺も含めて少ない予算の中で、今後も知恵を出して頑張りたいと思います。

○委員長

同じく79ページ、地域振興費、その他の地域振興について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

80ページ、まちづくり協議会関連の事業について、お伺いします。まちづくり協議会補助金3339万4千円について、平成30年度と31年度の算出方法が変わったようにお聞きしておりますが、ご紹介をいただけますか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会補助金につきましては、平成30年度までは人口や世帯数等に基づき、各種団体に交付しておりました地域向け補助金とまちづくり協議会事業に対します新たな支援費として補助金を交付しておりました。平成31年度からは地域向け補助金、また新たな支援費、補助金全般につきまして新たに人口や自治会割等を勘案しながら、積算をしておりますので、その中で各地区の計画をもとに補助金を交付していくこととしております。

○上野委員

その内訳もご紹介していただけますか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会の活動に関する補助金としましては、3339万4千円。また買い物者対策事業費補助金としましては、1483万8千円。さらに地域づくり推進員謝礼金としまして、943万8千円。トータルで5768万円で、昨年度より679万円の増となっております。

○上野委員

31年度予算の分で、このまちづくり協議会の補助金に対する均等割分、自治会割分等々、ご紹介がありました。それらの金額についてご紹介いただけますか。

○まちづくり推進課長

各地区の金額という形でよろしいでしょうか。各地区の均等割につきましては、積算ベースにしましては均等割70万円となっております。また地域向け補助金につきましては、先ほど申しました人口、世帯数等の部分で6つの補助金がございます。地区公民館の運営費補助金が31年度につきましては約67万円。また、子供会指導者連絡会につきましては約140万円。体育振興会補助金につきましては約230万円。青少年健全育成会補助金につきましては、約150万円。また、自治公民館運営補助金につきましては約170万円となっております。地域づくり推進員につきましては、先ほど申しました840万円。まちづくり計画に基づいた補助金につきましては、31年度につきましては、昨年度がまちづくり計画に基づく補助金につきましては、70万円の均等割の12地区で840万円と、その残りの1320万円の差額の分の約200万円程度が計画に基づく補助金という形で算出をしております。

○上野委員

いろんな算出方法について試行錯誤されていると思うんですが、つまるところ、まちづくり協議会の補助金は、足りているんでしょうかね。担当課としてどのような認識ですか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会の活動中期となりまして、より活発化しております。交流を促進するイベント事業費、また買い物対策、地域課題におけるそれぞれの地区の課題解決に向けた取り組み等、市が掲げます協働のまちづくりの推進がより活発化していると認識しております。委員ご指摘のとおり、現在の補助金額が十分とは言えない面もあろうかと思っておりますが、自主財源の確保の推進なども進めますとともに、また各地区の課題解決に向けた優先順位等も勘案しまして、現状予算を最大限に活用していただきながら、さらなるまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

○上野委員

ありがとうございます。先ほど、ふるさと納税のところで市内業者を活用してくださいというお話をしたんですけども、協働のまちづくりの一方の主役になるわけですから、ある程度の財源も必要だと思うんですね。地域でできることは地域でやっていただいたほうが的確に早く解決できることも多数あると思うんです。

そのためには本当に財源が必要だと思うんですが、先ほどご紹介をさせていただいたように、ふるさと納税の寄附金はもう3割を超える31.1%がまちづくりの推進のために使ってよねと、金額にして8億円以上のご寄附をいただいているわけですよ。これから返礼品なども引いた残りということになるんですが、その半分程度ぐらいの予算組みで、このまちづくり協議会も活性化をさせていただけないかなというふうに思っていますが、よろしくをお願いします。

○委員長

では次に、80ページ、地域振興費、買物対策事業費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

買物対策事業費補助金、買物支援ワゴンが走っておりますけれども、この額はどのように積算されたのかお尋ねします。

○まちづくり推進課長

この補助金につきましては、まちづくり協議会に対しまして地域住民の買い物を支援するための事業費を補助するため、平成30年度から計上いたしております。今年度は住民を買い物施設等まで送迎するためのワゴン車を運行する事業が7地区において試行実施されております。平成31年の予算計上に当たりましては、先ほど申しました各地区の状況

を、意向確認等を改めて確認いたしましたして、今年度に試行実施いたしました買い物支援ワゴンの検討を開始しております7地区、飯塚東、幸袋、鯉田、穂波、筑穂、庄内、颯田のほうで、引き続き次年度も実施する意向でございます。したがって、来年度の補助金の積算につきましては、今年度の補助金を参考しながら、各地区において見込まれている事業の実施期間において、事業費を積算しているところでございます。

○川上委員

大変申しわけないんですけど、7地区についてもう一度言っていただけますか。

○まちづくり推進課長

飯塚東地区、幸袋地区、それから、鯉田地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、颯田地区の7地区でございます。

○川上委員

この事業の今後の展開についてはどのように考えておるのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会が実施します買物対策事業は、地域住民がみずから、地域における生活面のニーズ等を把握しまして、それに対応するための仕組みづくりとして、主体的に取り組んでいるものでございます。市といたしましては、引き続き支援をしていきたいと考えております。来年度におきましても各地区のご意見、ご要望等を集約いたしまして、年間を通じて実施する地区、また、買物支援ワゴンの台数等も踏まえまして、試行実施していただき、買物支援ワゴンの利用状況をさらに検証してまいりたいと考えております。また買物支援ワゴンの運行は、買物支援対策のみならず、日常生活における交通手段を確保するという面もございまして、公共交通網、市全般の公共交通体系の形成にも関連してまいります。今後におきましては、先ほど申しました買物支援ワゴンの利用状況を検証するとともに、民間公共交通、コミュニティ交通、地域が運行する買物支援ワゴンといった各種公共交通の役割分担、連携につきましても重きを置き、どのような交通体系を整備することが各地区、また、市全般において適しているか、よりよいものになるかという観点から、この事業のあり方を研究してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、86ページ、人権推進費、部落差別解消推進団体補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

部落差別解消推進団体とは何か。また、その認定基準は何か、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

その団体につきましては、飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱に該当する事業をされ、かつ団体として組織された団体を推進団体としております。今回、要綱の一部改正をする際に、部落差別解消推進法や「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」との整合性を図るため、同和対策推進団体から部落差別解消推進団体への名称等も変更しております。その認定基準につきましては、この交付要綱に規定しております。住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民みずからの教育水準、福祉の向上を図るため、人権部落差別解消行政と整合性を保ち、部落差別問題の速やかな解決に資するための費用について、部落差別解消対策の推進に資する団体に対して補助金を交付するものでございます。

○川上委員

現段階のその認定基準では具体的には補助金を渡す相手の団体はどこになりますか。

○人権・同和政策課長

現段階では、部落解放同盟飯塚市協議会と全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会の2団体です。

○川上委員

ちょっと角度は変わるかもしれませんが、この補助制度をつくったことについては、広く市民にわかるようにする必要があったのではないかと、あなたの方の考え方から言えばですよ。それについては、こういう補助制度がありますから、希望する方は申請してくださいというような周知はどのように行われたか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

この補助金につきましては、団体の補助金でございますので、補助金交付要綱に該当す

る事業をされ、かつ団体として組織された団体からであれば、補助申請が出たものについて審査をしますので、そういうことでの補助申請になります。

○川上委員

そうすると、この補助制度ができました、ありますよということについて、各市民や団体については周知は行われていないという答弁ですね。

○人権・同和政策課長

委員がおっしゃるとおりです。

○川上委員

そこで、この金額の算定の根拠が何か、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

この補助金の算定につきましては、行政の補完行為としてこうしているもので、補助金額については、団体の年間事業計画、事業実績等の内容等も参考に算定をしております。

○川上委員

ここに具体的に金額がありますでしょうか。それで、この金額についての根拠は何か具体的に用意がありますか。

○人権・同和政策課長

補助金の算出につきましては、特に会員数の多少、運営費用の何%といったものを根拠にしているものではございませんので、先ほど言いましたように、団体の年間事業計画、事業実績等の内容等も参考に精査した上での補助金の積算になっています。

○川上委員

そうすると、相手側から解放同盟と同和会のほうから自分のところはこれだけの組織、現勢があるから、これだけ補助金をくれと言われる筋合いはないということだと思います。そこで、この2つの団体の実際の活動状況を見て、補助金の額を決めるということのようですけど、この2つの団体の実際の活動状況はどういうものか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

これらの団体の活動状況につきましては、人権部落差別問題の解決に向けた自主的な研修、各種研修会への参加や教育対策部や女性部等の専門部での活動、相談事業等、行政では十分にできない部分について、補完していただいております。

○委員長

次に、94ページ、諸費、防犯対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

各所防犯灯柱等設置工事についてお尋ねします。1つは市が設置し、管理する防犯灯の基準はどうなっているか、お尋ねします。

○防災安全課長

防犯灯の設置基準につきましては、飯塚市防犯灯設置基準を設けております。内容としては、周辺に集落がなく、通学路となっている道路や周辺に集落がない場所に新設または改良された徒歩による利用が多い道路など、要件を定めております。原則として市が設置する場合については、50メートル間隔をとって設置するものとしております。

○川上委員

起こってはならんことですが、防犯灯柱等の倒壊による損害賠償請求にはどう対応するのか、お尋ねします。

○防災安全課長

まず防犯灯の設置につきましては、飯塚市が維持管理しているもの、それから自治会が維持管理しているものと2通り、今存在しております。そのほか少数ですが、個人さんでつけられてるものもごございます。今、ご質問がありましたポール等、いわゆる防犯灯の専用ポール、こちらが倒壊等をして事故が起こった場合ということですが、まず飯塚市が維持管理している専用のポールにつきましては、約400本ごございます。この分につきましては、全国市長会における市民総合賠償補償保険というものに加入しておりますので、こちらの分で対応してまいります。また、残り専用ポールにつきましては自治会分がごございます。こちらの分につきましては、約2700本の数がごございます。これは各自治会でそれぞれ管理していただいている分になっておりますので、事故が起こった場合については、現在のところ各自治会のほうで対応していただくように考えております。

○川上委員



自治会が管理している防犯灯の柱が倒れて、損害賠償請求を1千万円請求されたら自治会は潰れますね。こういう事態、またそういうことであれば、自分は役員にはなりたくないよという気持ちにもなりますよね。その側面からも自治会は潰れてきます。それでこれを救済というか、回避するための手だてがあると思うんだけど、どういうことを考えていますか。

○防災安全課長

先ほど私、自治会のほうで所有している分は自治会のほうでお願いしたいというふうに答えました。今質問委員が言われるように、当然自治会のほうに市の防犯灯事業の責任を全面的にお願いしますというのは非常に言いにくい部分でございます。現在のところは調査しておりますが、例えば、防犯灯専用ポールがございます。この分につきましては、近くに九電柱、N T T柱等の既存の構造物がある場合については、まずそちらのほうに移設をしていただいて、老朽化したポールについては、撤去を行いたいというふうに考えております。この分につきましては現在、自治会のほうと直接お話をして、既に何本か撤去した部分がございます。それでも、どうしても既存の構造物がないようなところには専用ポールを立てて、防犯灯というのは必要になってきますので、その後、自治会のほうとも当然協議はしなければならぬんですが、そのポールについて、例えば飯塚市のほうで所有をさせていただくような方法がもしとれば、そういった方法も今後は考えていかなければならないのかなというふうには考えておりますが、まだまだ、そこに行き着くには課題等がございますので、今後も、調査研究を続けてまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

どういう課題がありますか。

○防災安全課長

自治会のほうで負担していただいて建てたポールを寄附採納というような形をとらしていただくには、自治会の総意と地元の総意等がございます。それから、寄附採納されたあとの、いわゆるポールの管理の方法、そこにつけている防犯灯の維持管理、電気代等については、自治会のほうでその後もお願いしたいというふうには考えておりますが、今言ったように、自治会のほうの総意を、まず自治会のほうに相談に行く必要がございますので、まず、全自治会がそういう方向で合意が得られるかどうかというふうなものを考えております。

○川上委員

専用ポール、専用柱の老朽化の現状把握というのも重要かと思えますけど、近年の気象の状況によって、台風とか大型化してますでしょう。そういった点も考慮すれば、いつまでも調査研究というわけにいかないと思うんですよ。やっぱり、期限を決めた仕事が必要だと思うけど、期限は決められませんか。

○防災安全課長

期限を決める、大変重要なことだというふうには考えておりますが、まず方針を固めてそれからということになりますので、いずれにしろ、現在の防犯灯の管理運営につきましては、リース事業にのっとってやっておりますので、そのリース事業が平成36年3月まででございます。それまでの間には、きちんとした方向性、それから自治会との調整等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

今、平成31年と言われたんですか。

○防災安全課長

36年でございます。

○川上委員

ことし何年ですかね。5年間かけて、5年後までには何とかしたいという答弁を、今したんですか。

○防災安全課長

失礼しました。リース事業に絡めて答弁しましたが、この部分の解決につきましては、早急に対応したいというふうに考えます。

○川上委員

私は、もう本当に早急だと思います。事実上、危険度合をよく確認していないというこ

ともあるんだけど、こうしている間にも事故というか、そうしたことが、損害発生ということが生じたときは、先ほど言ったようなことになりかねないんですよ。自治会が市役所、あるいは市長にそういう相談をしていたんだけど、こういうことが起こって自治会解散と、困るでしょう。だから、こういう災害だとか、事故だとかへの対応については調査研究とか言うよりは、まあいるけど、おしりをきちんと決めて、それまでの間には最大の努力を払って、そういう災害とか、事故が起こらないようにするというのが重要だと思います。そのように頑張ってください。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○守光委員

71ページの財産管理費、公用車運転管理費について、少しお聞きしたいと思うんですけども、金額が474万円増額と、その中で自動車事故賠償金が150万円になっておりますけど、これについて、説明をお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:46

再 開 11:47

委員会を再開いたします。

○契約課長

ただいまご質問の自動車事故賠償金でございますけれども、公用車による事故賠償金でございます。被害者への賠償が先に急を要するもので保険会社から被害者へ支払いに時間を要する場合には、先行して支出するものでございます。

○守光委員

ということは、これ昨年は上がってなかったと思うんですね。今回は上がっている理由というのは。

○契約課長

昨年度は50万円で計上させていただいておりまして、今年度増額をして150万円で計上させていただいております。

○守光委員

わかりました。昨年ちょっと私も公用車での事故が年々ふえているということで質問をさせていただいておりました。今回結構、前年からするとかなりの金額が計上されておりますので、今後事故等が昨年も言いましたけれども、事故を起こさない対策をしっかり強化していただくよう要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」について、質疑を終結いたします。

次に、「第3款 民生費」から「第5款 労働費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております116ページ、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉費について、鯉川委員の質疑を許します。

○鯉川委員

高齢者福祉費、消耗品費の中の高齢者運転免許証自主返納事業の概要及び支援内容についてお尋ねいたします。近年、テレビのニュースや新聞などの報道等で、高齢者が加害者となる重大事故が多数取り上げられ、高齢者の運転免許証返納に対する意識が高まっているようですが、飯塚市の運転免許証自主返納事業の概要、及び支援内容についてお尋ねいたします。まず、この事業の目的及び自主返納者数の実績について、お尋ねいたします。

○高齢介護課長

本市では、高齢者による交通事故の防止、減少につなげるために、平成24年度から高齢者の運転免許証の自主返納促進事業を行っております。また、自主返納件数の実績でございますが、平成24年度が134名、25年度が115名、26年度が167名、27年度が132名、28年度が175名、29年度が241名となっており、今年度が2月末現在で245名となっております。

○鯉川委員

高齢者の方に対して、運転免許証の自主返納を促すための取り組みを平成24年度から行っているということですが、どのような取り組みであるのか、内容について教えていただけないでしょうか。また、29年度より返納件数が急激にふえているようですが、その理由についてもお尋ねいたします。

○高齢介護課長

まず取り組み内容でございますが、本市に住民登録がある65歳以上の方で、かつ免許証を自主返納された方が申請をしていただくことで、1回限りとなりますが、コミュニティバスと予約乗り合いタクシーに利用できる千円回数券を5冊支給しております。

次に、29年度より件数が急激に増加している理由でございますが、一番大きな要因は、平成29年3月12日に施行されました改正道路交通法により、改正前は3年に1回の免許証更新時に受けることとされていた認知機能検査について、75歳以上の運転者の方が認知機能が低下したときに起こしやすい一定の違反行為をしたときに、新設された臨時認知機能検査を受けることが必要になるなど、高齢運転者に対する対策強化がなされたことだと考えられます。また、高齢者の方に関連する事故のニュース等をごらんになられたご家族等から進められて、免許証の返納された方も多くいらっしゃる状況でございます。

○鯉川委員

運転免許証の自主返納者への支援として、コミュニティバスと予約乗り合いタクシーの回数券を交付しているとのことですが、私の記憶でございますと、私の義理の両親が返納したときは、たしか一般のタクシーチケット5千円分をいただいたように記憶しているのですが、一般のタクシーチケットを配付されたことはありませんでしょうか。

○高齢介護課長

本支援事業につきましては、先ほども申しましたとおり、平成24年度から事業を開始しておりまして、事業開始時の支援内容につきましては、コミュニティバスと予約乗り合いタクシーに利用できる回数券、または福岡県内共通タクシープリペイドチケット、いずれも5千円分でございますが、そのいずれかから選択するという内容でございました。

○鯉川委員

平成24年度当初は福岡県内共通タクシープリペイドカードも発行されていたようですが、言いにくいことではありますが、コミバスと予約乗り合いタクシーよりも、一般のタクシーチケットのほうが使い勝手が良いと思うのですが、現在は何でやめられたのでしょうか。

○高齢介護課長

福岡県内共通タクシープリペイドチケットが支援の一つでございましたのが、平成24年度の1年間のみでございましたが、このタクシーチケットが24年度をもって販売廃止となりましたことから、現在はコミュニティバスと予約乗合タクシーのいずれかの回数券ということにしております。

○鯉川委員

現在では、一般のタクシーチケットはなく、運転免許証の自主返納者への支援として、コミバスと予約乗り合いタクシーの回数券を交付していることですが、乗り合いタクシーについては、運行区域外の地域があると聞いております。その地域の人たちにとっては予約乗り合いタクシーの回数券をいただいても、ただの紙切れでしかないわけでございます。その地域はどの地区であり、またその地域に対してはどのような支援をされておりますでしょうか。

○高齢介護課長

予約乗り合いタクシーの運行区域でございますが、担当課のほうへ確認いたしましたところ、乗り合いタクシーの運行区域外の地域につきましては、立岩地区、菰田地区、飯塚地区の3地区となります。市内において比較的民間の公共交通が充実している地区であり、民間の公共交通との競争を避けるため、この3地区については、乗り合いタクシーの運行をしていないこととでございます。また、この地区の方が自主返納された際の支援内容につきましては、他の地区の方と同様でコミュニティバスと予約乗り合いタクシーに利用できる回数券を支給しております。

○鯉川委員

今申されました3地区の住民の方、3地区に行きたい方にとっては、今の支援内容では

利用価値がないのではないかと思いますし、そのような市民の方の声を実際に何人も耳にしております。今後、支援内容の見直しは考えておられますでしょうか。

○高齢介護課長

質問委員の言われますとおり、この支援内容では利用できないと言われることを申請時にお聞きすることがございます。また、民間のタクシーやバスの利用ができるようにしてほしいというご要望もお聞きいたします。そうしました市民の方の皆様の声を受けまして、本市でも免許証を自主返納された高齢者の方々のニーズにお応えできるような支援ができるように、現在、他の市町村の支援内容の調査を行っているところでございます。その調査結果等を踏まえまして、よりよい支援が提供できるように支援の内容等について、見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

○鯉川委員

自主返納に対する支援をしていただいていることは非常にありがたいことではあります。が、使えない回数券をいただいても、何もならないので、せっかく支援していただくならば、公平感のある支援を早々にやっていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:57

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

118ページ、障がい者福祉費、放課後等デイサービス給付費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

まず、事業の概要をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービスは、学校に就学している障がい児に、授業の終了後または夏休みなど休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを提供することにより、その自立の促進と放課後等の居場所づくりを行うものでございます。支援を必要とする子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通して、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うものでございます。また、放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加、包容を進めるため、ほかの子どもも含めた集団の中での育ちへの視点と、放課後児童クラブ等の一般施策を補完する後方支援としての位置づけも踏まえつつ、適切な事業運営を行うことが求められておるものでございます。

次に、放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい学齢期から、18歳に到達する年度末までにかけての子どもであるため、その時期の子どもの発達過程や特性を理解した上で、一人一人の状況に応じた放課後等デイサービス計画に沿って、発達支援を行うこととなっております。本事業の事業補助制度につきましては、障がい児通所支援事業負担金によるものでございまして、補助率、国2分の1、県4分の1、市4分の1の財源負担割合で実施しておるものでございます。

○川上委員

利用人数の状況、推移をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

平成29年度の利用者実人数は233人で、これは平成28年度の利用者数172人と比較して135%の伸びとなっております。また、平成27年度の127人と比較すると183%の伸び率となっております。平成24年4月に児童福祉法と障がい者自立支援法が改正され、それまで県と市で区分して行っていた通所支援サービス事業については、全て市町村業務となっております。障がい福祉窓口と保健センターとの連携がとりやすくなったことや、利用者にとっても窓口が身近になり利用しやすくなったことが、利用増につながっていると見ております。飯塚圏

域等のサービス事業所数も、平成29年度末から平成30年度現在までに20事業所から22事業所に増加しておりまして、送迎を行ったり土日にも対応したりと、利用者のニーズに沿った運営を行う事業所がふえ、利用者増につながっていると推測しております。これまで7年間事業を実施してきておりますけども、今後も引き続き、最善の利益の保障と健全な育成を充実してまいりたいと考えております。

○川上委員

利用人数については、今後の見通しはどのようにお考えか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

本市でも少子化は進行しておりますが、障がい児あるいは障がいの可能性があるかと推測される児童の数は増加しております。制度の周知及び事業者数の増等により、これまで利用されていなかった方々がサービスを利用され、今後も給付費が増加することを予想しております。

○川上委員

それでは、最後にしますけど、事業実施の上での課題については、どういったことが重要だとお考えか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

本事業は、先ほども申しましたけれども、平成24年4月の制度創設以降、利用者、費用、事業所の数が大幅に増加しておりまして、このことは、本市のみならず全国の自治体において同じような状況でございます。厚生労働省では、このような状況の中、放課後等デイサービス事業者が提供する支援の内容が多様で、支援の質にも大きな開きがあることから、平成27年4月に放課後等デイサービスガイドラインを策定いたしまして、事業所に対して、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて、不断に創意工夫を図り、提供する質の向上を求めています。また、平成29年4月に児童発達支援管理責任者の資格要件や、人員配置基準について、障がい児支援等の経験者の配置を指定基準とする見直しを行っております。

次に、運営基準におきまして、放課後等デイサービス事業者に対するガイドラインの遵守や、自己評価結果の公表について、ガイドラインに沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことや、サービスにかかわる質の評価及び改善の内容を、概ね1年に1回以上公表することを義務づける見直しを行いまして、利用者への選択肢の保障を行っております。本市といたしましても、過不足ない市に必要なサービスを提供するために、障がい者自立支援ネットワークの活動を通じて、計画相談事業所や福祉サービス事業所等との連携を図り、適切な支援の提供と支援の質の向上に取り組んでいるところでございます。これらのことを踏まえまして、課題の1つ目に、適切な支援を安定的に提供するため、支援にかかわる人材の知識、技術を高めることが求められることから、さまざまな研修の機会の提供を確保することが必要でございます。課題の2つ目に、保護者や学校を初めとするさまざまな関係者が関与し、密に連携し、情報を共有することが必要でございます。本事業は、民間企業、法人等の力を借りながらの事業でございますが、これらの活動を通して、子どもに対する理解を深め、放課後等デイサービス事業所に期待されるサービスの質の担保が課題と考えております。

○委員長

次に、障がい者福祉費、意思疎通支援者派遣手数料について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

意思疎通支援事業費ですけれども、これは前年度より予算増になっておりますが、その理由についてお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

平成30年度当初予算額85万7千円に対しまして、平成31年度当初予算額111万1千円でございます。25万4千円の増額を行っております。増額の理由でございますが、派遣回数が増加傾向の状況となっております、年間370回を見込んでいることによるものでございます。

○秀村委員

増加傾向ということですが、手話通訳者の人数のほうは足りておりますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

派遣回数は、平成27年度248回、平成28年度230回、平成29年度278回、平成31年1月末現在279回でございます。全ての派遣依頼に対応しております。現在のところは対応できておりますが、手話通訳者も高齢されている状況がございますので、高度な手話通訳技術を習得した手話通訳者の養成が必要となってきております。なお、平成31年度の派遣回数を370回と見込んでおりますが、手話通訳を支援する登録通訳者の方々に確認いたしましたところ、手話通訳者の対応は可能との回答をいただいております。

○秀村委員

それでは、派遣の回数に偏りはございませんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

利用者から見た派遣利用回数の偏りについてでございますが、平成31年1月末現在において、利用登録者62名のうち33名の方がご利用されておられます。ご利用されなかった方は、何らかの緊急事態に備えて登録のみ行われたものでございます。利用登録者62名のうち全く利用されていない方が29名、1回から6回の利用者が17名、7回から12回の利用者が5名、13回から24回の利用者が10名、25回以上の利用者が1名という状況でございます。利用回数の増加の要因といたしましては、利用者の高齢化に伴いまして、特に医療機関等に関する手話通訳が顕著にふえております。また、手話通訳者の利用の偏りについてでございますが、平成30年度における意思疎通支援者は24名登録されておまして、実際に派遣された手話通訳者は14名でございます。休日や夜間における、派遣対応が可能な手話通訳者に負担がかかること、派遣を利用する聴覚障がいの方が円滑なコミュニケーションをとれる手話通訳経験の豊富な手話通訳者の派遣を希望されるという通訳技術の格差、通訳は利用者の生活実態に密着するため、自分のプライバシー情報を特定の手話通訳者に限定しておきたい等の理由によることなどが同一の手話通訳者の派遣の回数に偏りが生じるものでございます。

○秀村委員

人対人ですから、やっぱり好き嫌いとかも発生してくると思いますけれども、なるべくあまり1人の方に負担をかけないようにお願いしたいと思います。それにまたここでも、高齢化というキーワードが出てきております。どこでも出てくると思うんですけれども、いろいろと難しい問題が、そのことは、この後にお聞きするところになってくるかとは思いますが、手話通訳者、利用者の双方からの要望はどのようなものがございますか。

○社会・障がい者福祉課長

手話通訳者の要望につきましては、年3回ほど手話通訳者の会合を開催し、連絡や意見交換等を行っておりますが、手話通訳者は長時間手話をしておりまして、頸肩腕障害という筋肉や関節への過度の負担や中枢神経の疲労が進行しまして、健康障害を発症することがありますことから、以前、手話通訳者の健康管理に関する検査への配慮について要望があっておりました。

次に、利用者からの要望につきましては、年に1回、利用者説明会を開催し、要望をお聞きする場を設けております。また、年3回開催する運営委員会の中でも、意見交換の場を設けております。主な要望は、365日24時間緊急時に、必ず手話通訳者を派遣できるようにしてほしいという要望があっております。

○秀村委員

24時間派遣されるとなると、ちょっと緊張もあるでしょうが、大変だと思います。そしてまた、利用される方も利用しやすいシステムをつくっていただくことをお願いしておきます。

○委員長

次に、120ページ、障がい者福祉費、手話奉仕員養成講座委託料について、秀村委員の質疑

を許します。

○秀村委員

ここでも前年度より予算が増えておりますが、その理由はどのようになっておりますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

講師、助手にかかわる有識者講師謝礼金を5千円に統一いたしまして、18講座分を計上しております。また、養成講座受講後に手話の会への参加を促進することを目的として、手話の会の方などが会場準備、受講生の受け付けや講義の支援をされております。旅費相当額、1回1人当たり800円として、入門編20回3名分及び基礎編22回4名分を増額しているところでございます。

○秀村委員

この事業は平成30年度から嘉麻市、桂川町と合同で実施していますが、どれくらいの受講者数を予定しておりますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

受講定員につきましては、前期の入門編、後期の基礎編ともにそれぞれ36人を定員としております。会場の広さと、1回の講義で講師が指導できる受講者数は36人が限界であるとの講師の皆さんのご意見を賜っております。内訳といたしまして、入門編では、飯塚市と嘉麻市で合同開催し、飯塚市定員25人、嘉麻市定員11人で、計36人を受講定員としております。また、基礎編では、飯塚市、嘉麻市、桂川町と合同開催いたしまして、飯塚市定員20人、嘉麻市定員10人、桂川町定員6人で、計36人を受講定員としております。なお、受講申し込み段階で過不足が生じる場合は、相互自治体間で調整することとしております。

○秀村委員

講師側と受講者側からの要望はどのようなものがございますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

まず、講師側の要望といたしましては、予算増額のご質問への答弁と重なりますが、手話奉仕員養成講座を修了後、手話の会への入会を促進していくために、手話の会の方などが、会場準備、受講生の受け付けや講義の支援をされ、かかわられているので、その方々の旅費相当額を予算していただきたいとの要望がっております。受講者からの要望といたしましては、手話奉仕員養成講座は、入門編20回、基礎編22回の、計42回について1年を通じて受講することで修了証を交付しておりますが、受講者が何らかの事情によって受講できない場合もあるので、2年間で受講を終了できれば助かるというようなご意見がっております。

○秀村委員

手話通訳というのは、大変難しゅうございます。市長、昨日もある人の横でされておりましたけれども、本当に難しいと思います。レベルを上げていくにもやっぱりいろいろ講座とかを受けなければ、レベルアップをするにはあるらしいんです。その辺の個人負担にならないように、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

次に、124ページ、児童福祉総務費、保育士確保緊急対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

現状において、保育士確保の見通しについて、全体としてどういう見通しを持っておられるか、お尋ねします。

○子育て支援課長

保育士確保につきましては、現在、市が実施している飯塚市保育士修学資金貸付金等、それぞれの事業の効果が出てくる時期だと考えております。このことにより、保育士確保ができるので

はないかと考えております。私立保育園、こども園、全27園の保育士、来年度の保育士採用計画では53名の保育士を採用する計画となっております。

○川上委員

これから入所希望する子どもさんが急増するのではないかという見通しを言われておりました。それに対応できる状況が、これまでの施策で十分というふうにお考えかどうか、お尋ねします。

○子育て支援課長

現在、言われるように、保育所の申請につきましては年々増加しております。あわせて、保育士確保につきましても、重要な問題だというふうには認識しております。市としましても、現状、一部の園では保育士不足が発生している園もございますので、引き続き、保育士確保に努めるよう各種貸付金、また、毎年6月、7月に実施しております保育士説明会等を活用しながら、確保に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、126ページ、児童措置費、私立保育所整備事業費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

条例制定に関する質疑の中で、一定のところまで聞いていますけど、きょうは予算特別委員会ですので、改めてこの私立保育所整備事業の内容について伺います。

○子育て支援課長

現在、未利用児解消を図るため、国の保育所等整備交付金を活用し、定員100名規模の私立保育園1園を新設する整備を行うものでございます。運営法人を公募し、運営法人決定後に、新設するための園舎の本体工事に係る補助金の補助申請を行う予定であります。

○川上委員

定員100名の私立保育所1園整備することなんですか、いつから子どもたちはこの園に入れることになりますか。

○子育て支援課長

現在計画しておりますのは、2022年4月からと考えております。

○川上委員

それまでの間の今日でも、入所を希望して入れない子たちがたくさんおるわけですが、その待機児ゼロという点については、どういう手だてが考えられているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

現状の手だてといたしましては、既存施設、また、既存施設の定員の、受け入れられる範囲での受け入れ、また今年度、施設整備を2園しております。幸袋こども園、横田保育園、2園が来年度中に、2園整備が終わりまして合計40名、定員をふやすようにしておりますので、その中で受け入れを行っていききたいと考えております。

○川上委員

そうすると、保育所待機児が本市でゼロという日を迎えるのはいつごろになると思われませんか。

○子育て支援課長

2022年4月をめどに、解消を図っていききたいと考えております。

○川上委員

ことが19年ですから、20、21、22ですから3年。子育て世代と子どもたちが一定の規模のボリューム感を持って待機状態を続けなければならないと。待機というのは、何日、何カ月待てば必ず入れるというわけでもないんですよ。だから、本当は、未利用児とか言われていますけど、本当は断られている、入所を断られている人たちの人数なんですよ。そういう意味では、語弊があるかもしれませんが、特別養護老人ホームの入所待機とはまた意味合いが全然違う、断られた数なんです。それで、この事態をこのまま2年、3年も進めるわけいけないんで



すけど、共産党としては、従前から保育士をきちんと確保できるためには、公立保育所で頑張ったほうがいいのではないかと。しかも、緊急性があるわけですから、そのためにも、年度途中からでも、施設を借り上げてでも、公立保育所、分園とかいろんな考え方があるかもしれませんが、緊急対応が必要ではないかという提案をしてきました。今の段階で、私は定数100人の幼稚園からの保育所化、それから、別の定数100人の民間保育所を整備するということは、日本共産党も要求した保育所をつくるという点について言えば、大きな前進だと思っています。賛同したいと思うんですけど、今この時点で、困っている子どもたち、若い子育て世代、そして、さらにこれから生まれてくるお子さんもありますから、3年のうちに苦しみ続けなければならないというこの現状をどう打開するかという点で言えば、どう考えたらよいのかということになるんですけど。そこで、この保育所整備、今度予算が出ていますけど、国と県と市の負担ということになるのでしょうか、当事者の。それで、その負担割合はどうなっていますか。

○子育て支援課長

整備費の負担割合といたしましては、基準額、園舎に対しての交付金になります。この基準額に対して、国が3分の2、市が12分の1、法人が4分の1の補助割合となっております。

○川上委員

そうすると、市が公立で緊急に待機児ゼロを図ろうとすると、1園でよいか2園でよいかということがあると思うんですけど、一度市長にお願いしたいんですけど、待機児ゼロ、3年間頑張つてねとかいうふうに、子どもたちは言えないと思うので、待機児ゼロにするためにどれほどのボリュームの施設が必要なのか、保育士が必要なのか。そしてそのための財政はどの程度必要なのかを、一度検討してもらえませんか。そうすると、事態打開の方向が見えて、いろいろな、各分野の方々の協力を得ることができるのではないかと思います。一度そういうことで、試算というか、検討して、議会に報告してもらえませんか。市長、どうですか。

○福祉部長

今質問委員言われた、待機児童に向けての取り組みについての事業、各種取り組みを検討し、そしてただいま言われました公立保育所の検討等についても試算をしてみてもらえないかというご意見でございますが、これにつきましては、平成29年の時点で、いろいろと検討した経緯がございます。既存の遊休状態にある保育所を仮に改装した場合と、そして、どれくらいの保育士が要るかとかいうような検討をした経緯はございます。その中で、今先ほどから課長も答弁しておりますが、民間の認可保育所、それと民間の幼稚園をこども園化するという方向で進めてきている次第でございまして、今後もそういう形で、待機児童の解決に向けて図りたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○川上委員

保育所をつくらずに子どもたちを定数を超えて、120%でも頑張ってくださいと。保育士が足りないんですと。保育士養成しましょうと、育成しましょうということでやってきたんだけど、なかなか厳しかったと。それは私も、私以外の方も、その一辺倒では難しいですよ。ゼロという目標を外してしまえば、当面、当面で言うてしまうんだけど、今部長が答弁されたけど、そういう流れの中から一歩進んで保育所をつくらうという点に足を踏み出したのは、大きな前進なんですよね。あなた方も今まで、これでいいんです、これでいいんですと、大変ですねという、でもこのくらい我慢してもらいたいとでも言わんばかりの対応をしてくれていたのが、国の流れが変わっていくと、保育所つくりましょうというふうに変っていたわけでしょう。これはすばらしいではないですか。でも、国がゼロの目標年次を、待機児ゼロの目標年次を先送りしたのだから、それまでの間は全国の地方公共団体、自治体でも、まあいいかみたいな感じになってしまう傾向があります。私は、本市がそうであってはならないと思うんです。ですから、福祉部長が今の答弁ですから、ぜひ市長のところの判断で、ゼロというのを、例えば私は、できるだけ早く、この日までにはゼロにしたいという目標を決めて、年度途中からでも達成すると。全国に、飯塚

市というところはよいこともやっているんだと。市長が変わったら、全国に先駆けてこういうこともできるんだということを示したらどうかなと思うんです。質問してくれと言うでしょう。だから、ぜひ市長、先ほど言ったことに頑張ってもらいたいと思うんですけど、答弁求めます。

○市長

待機児童ゼロを達成したい。働きたいけど働けないという親御さんを生み出さないようなまちにしたいという思いは、質問者も、そして議員の皆さんも、私どもと同じだと思っています。正直言いまして、国の動向や地域の出生率等の状況をきちんと分析して、もっと早く手を打つべきであったというように、私も中にいた人間として、自分の責任も感じながら思っております。今後、今質問者がおっしゃるとおり、今、2022年の4月には何とかかなると思っておりますが、本市としてはできたら多くの人に結婚できるような環境を作りたい。そして、安心して子どもを産み育てやすいまちを目指しているのです、そのことに市民の皆さんが共感してくれましたら、当然、子どもの数がふえますから、今度、そこに対応できなくなることも想定されますので、保育士の確保と、そして保育施設の確保には時間が多少かかると思うんですが、ぜひ今悩んでいますのが、企業内保育所だとか、認可外保育所の質をどんなふうに確保しながら、そういうことも含めて対応するのか。今まで本市としては、認可外保育所については、保育の質の問題からあえて認めないということでしたけれども、危機的な状況も想定して、そのことについての検討もあわせて必要だと思っておりますので、その際にはぜひ、また議員の皆さん方の意見、お知恵も拝借しながら、早期に問題解決に当たっていきたいと考えているところでございます。

○川上委員

市長の決意は受け止めました。重ねてというのはあれですけども、29歳のお父さんが筑豊地区で働いていました。24歳のお母さんは福岡市都市圏で働いています。お子さんは3歳なんです。お父さんが福岡都市圏に、今度転勤になりました。したがって、この若いご夫婦は3歳の女のお子さんですけど、連れて、職場に近い福岡市に移転を考えているんです。でも決断しない理由はたった1つなんです。福岡市では、保育所に入れないと。今は飯塚市で保育所に入っているんですけど、悩みは方角が違う、家を出て、保育所に行って、それからまたこちらで行くということで、大方40分ぐらい朝の時間に時間をとられて、ちょっと大変と。保育料が高いというのもあります。ですからこの際、先ほど私が申し上げたような、具体的なことを考えて、期限を定めるということで、キーワードは「期限」なんです、「ゼロの期限」。ですから、ここはやっぱりトップが決断し、旗を振らないと、財政出動を伴うことですから、過去最高水準の基金がありますから、財調と減債と。この辺の活用を含めれば、1つ、2つ、3つと、規模も含めて検討してもらったら、きっと市長がそれを打ち出ただけで、先ほど言ったご家庭は、飯塚市を終の棲家というにはまだ若いんですけど、よいまちに飯塚をしていくために、自分も参加していきたいというようになるのではないかなと思いますので、これは要望として、市長に重ねてお願いしておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

同じく126ページ、児童措置費、保育士等キャリアアップ研修事業費補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

126ページ、児童措置費、保育士等キャリアアップ研修事業費補助金につきまして、76万1千円につきまして、質問させていただきます。概要書を見ますと、前年度は、30年度につきましてはゼロであったものが、次年度、31年度につきましては76万1千円確保というふうになっておるんですが、まず、この補助金の新設の理由につきまして、お聞かせください。

○子育て支援課長

保育所等キャリアアップ研修事業費につきましては、私立保育所、こども園において、保育士等処遇改善のためキャリアアップ研修を実施するに当たり、保育士がキャリアアップ研修を受講

する際の代替職員の賃金の補助を行うことで、施設における児童の適切な保育を担保するとともに、保育士の処遇改善に必要な研修の円滑な受講を図ることを目的とし、平成30年4月に創設されております。なお、この事業につきましては、平成30年から平成32年までの補助金の適用ということになっております。本市におきましては、昨年12月補正予算で計上させていただいております。

○永末委員

先ほどから同僚議員のほうからも、本市の保育の充実、体制強化につきまして、質問のほうがあつておるんですけど、その中で、答弁のほうでもありましたが、やはり保育士確保の重要性ということ、福祉文教委員会のほうでも述べさせてもらっておりました。そうなったときに、やはり保育所、待遇改善というところが、やっぱり現場の方に聞きましても、実際に出てくる意見でございます。そういった部分を賄うためのものなのかなというふうに考えておるんですが、実際にどういった内容のものがこの補助金の対象となっておるのでしょうか。また、補助金の単価につきましては、どういった形になっておるのでしょうか。

○子育て支援課長

補助金の交付対象となる経費といたしましては、私立保育所等の保育士等が、福岡県が実施し、または指定する保育士等キャリアアップ研修を受講するために、私立保育所等が新たに代替職員を任用した場合の任用経費となります。また、補助金につきましては、県の補助率4分の3、市補助率4分の1、単価につきましては、1日当たり5940円となっております。

○永末委員

平成30年度の利用の実際の状況、及び31年度の利用見込みにつきまして、どういうふうな形で考えられていらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○子育て支援課長

平成30年度につきましては、私立保育園2園で延べ27日分の補助を行っております。平成31年度につきましては、私立保育園4園で延べ58日、こども園2園で延べ70日、合計6園で延べ128日分を予定しております。

○永末委員

それでは、このキャリアアップの研修期間というのはどのぐらいになっておるのでしょうか。

○子育て支援課長

キャリアアップ研修は、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修とし、県が実施する、もしくは指定するものになります。国が示すガイドラインでは、研修分野及び対象者が定められており、研修分野は、それぞれ専門分野別研修、マネジメント研修、保育実践研修となっており、それぞれの分野に関してリーダー的な役割を担う者、主任保育士のもとでミドルリーダーの役割を担う者、保育所等の保育現場における実習経験の少ない者、または長時間保育所等の保育現場で保育を行っていない者が受講するものであり、研修時間は1分野につき15時間以上と定められております。研修の実施状況は、福岡県が実施する研修といたしまして、平成30年度前期が7月から10月にかけて、福岡地区、北九州地区、筑後地区、筑豊地区の4地区で63回開催されております。後期が、11月から2月にかけて、同地区4地区で計69回、合計132回実施されております。

○永末委員

この保育の研修ということにつきましては、昨年の福祉文教委員会のほうでも、参考人の方に来ていただいて、その話を聞かせていただきましたが、やはり保育を提供する側にとっても、こういった研修をしっかりと受けることが重要なんだというふうなことを、先生のほうもおっしゃっていました。実際にこういったところで考えられて、市のほうとしても前に進まれようとしていらっしゃるかと思いますので、ぜひ、その研修の充実、利用のほうも31年度については6園ぐらいというところで、恐らく利用の通知とかも渡されて、どのぐらい利用されますかということこ

ろでの調査もされたんでしょが、できるだけ利用しやすいような、そういった補助の体制に工夫をしていただければと思いますので、要望として終わらせていただきます。

○委員長

次に、131ページ、保育所費、子育て支援センター運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

現在のこの事業内容を伺います。

○子育て支援課長

子育て支援センター事業運営費としまして、現在、庄内、潁田、筑穂地区の3カ所にある子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に交流できる子育て支援の拠点となる場所の提供、子育てに関する不安軽減のため、相談や関係機関と連携し、必要な援助を行うとともに、地域のさまざまな情報や子育てに関する関連情報の提供や、講習会の開催等を行っております。

○川上委員

子育て支援センターを穂波につくるということについては、現在どうのお考えでしょうか。

○子育て支援課長

現在、楽市保育所、平恒保育所を統合した保育所の建設を検討しております。それにあわせて、設置の検討をしていきたいと考えております。

○川上委員

子ども・子育てに関する計画をつくった直後に、計画の中では5カ所で作るという方針になっているのに、もう4カ所で終わりですという態度を示したことがありましたね。それはもう撤回しているということなんでしょうか。

○子育て支援課長

穂波地区におきましても、子育て支援センター、これにつきまして設置の検討をしております。

○川上委員

計画で5カ所、計画ができた直後にやっぱり4カ所にします。今度は5カ所に、穂波にきちんと作りましょうという方向なんですね。それは計画どおりということですよと思うんですけど、この動揺性というのはどこから生じているんでしょうか。

○子育て支援課長

子育て支援センターにつきましては、子ども・子育て会議の中で、当初より5カ所というふうに計画しております。

○川上委員

計画で5カ所となっているのに、私も質問したでしょう。本会議場で、なぜ4カ所でいこうとするのかと。4カ所ですと。今度はやっぱり穂波に、今答弁があったような形でつくって5カ所にしますと。これ動揺なんですよ。自分が決めた計画が公表された直後に、5はやめて4にしますということなんですから、これも動揺だし、4から5というのも理屈がないわけですよ。私は歓迎しますよ。皆さんの中では4から5に戻す理由が、明確ではないんですけど、そこどころ5が4、4が5になっていくのはなぜかお尋ねします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:46

再 開 13:47

委員会を再開します。

○福祉部長

先ほどの答弁でございますが、今質問委員ご指摘のとおり、子ども・子育て会議、これは当初から5カ所ということで計画しております。その後、穂波にありました支援センターを街なかの

いづかのセンターと統合した中で、大きくつくりましたので、それで5つを1つに統合して4つでよかろうと、いいんではないかというような判断をしたのは事実でございます。その後、利用者が多くなったと、希望者があるということで、当初の計画どおり穂波のほうにも子育て支援センターをつくるというようなことで、当初の計画どおりということになっております。大変失礼いたしました。

○川上委員

市長、どうしてこういうことが起こるのかということ、さっきから疑問に思ってるわけです。1つは、みずからが決めた計画の妥当性について、節目ごとに振り返って是正していくと、変更していくということはあると思うんですよ。今回の場合は、計画を策定して、発表して直後ですからね。これは、責任の問題というほうがまず一番大きいと思うんですよ。自分が決めた計画に対する責任感の問題が1つ。それと、もう1つは本市は合併して13年目なんですよ。合併については、さまざまな協定を結びました1市4町の間で。その中で、協定項目、A項目というのがあるでしょう。Aランク、3つありますよね。憶えてありますか。覚えてないですね。困りましたね。A項目は3つあるんですよ。一番は、市の名前です。飯塚市という名前。2番は、議員定数を34とすることです。3番は、市役所を建てかえる場合は、穂波地内とするということなんですよ。これで1市4町の合併は成立したんですよ。今考えられたらわかると思いますけど、穂波に愛着がみんなあると思うけど、特に愛着のある方は、こういう裏切りを飯塚市がやってよいのかと思っている方はたくさんおられます。同じような思いを穂波に愛情深く持つ方たちに、与えてはならないという覚悟があるかという問題がもう1つあると思います。一遍、約束違反をしてみて、相手が苦情を言ってくれば、そうでしたねというようなふうにして市の運営がそうであるかのように捉えられては、ほかの市政運営にも重大な影響を持つと思います。ですから、5を4にしました。いろいろ要求が強かったんで、5に戻しますと、経過を説明しただけでは、やっぱりそここのところの問題は長く沈殿していくと思います。これからの旧1市4町に住まれていた住民の皆さん、それから新たに飯塚市民になられた方がやっぱり、心を合わせてまちをよくしていくという点で言えば、謝罪というのがいるんじゃないですか。反省というか。片峯市長はよく、実は自分も間違っていましたとかよく言うけど、この問題では、先ほどから答弁を聞いているけど、反省とかあんまりないですね。だから、そここのところを踏まえなければ、うまくないんじゃないか。それで質問ですけど、街なか子育て支援センターについて、市長の諮問機関の場で審議があったことがあります。委託関係にあるんだけど、その委託先が何か重大な失敗があった場合は途中でも解約するんですねというような意見が諮問機関の中で、出されているんですね。会議録を見ればわかります。公表会議録で。これに対して、担当課が事務局になっているんですけど、それは適切に対応する発言をしていると思うんですけど、実際のところ、そういう議論がなぜ市長の諮問機関の場で行われるか不思議で仕方ないんですよ。この辺について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○子育て支援課長

すみません、街なか子育て広場につきましては、今年度より3年間の委託契約を結んでおります。その中で、委託3年間につきましては現状の委託先がありますので、通常どおり、今のところは円滑に運営は行っておりますので、そういうふうには会議の中では、説明しております。

○川上委員

いや、確かにほぼそのとおり事務局として発言があって、契約書のとおりということなんだけど、現在重大な何か問題が、契約違反行為に当たるようなことが街なかの中で起こっているのであれば、その事実に基づいて契約行為との関係でどうか整理すればいいんですけど、諮問機関の場で事実もないのに、そういうことが起こったとすれば、解除するのとか、そういうのが、やっぱり出るという事情がよくわからんわけですよ。市長が任命した方なんですよ。どうしてそういう発言、かなり繰り返し発言してますよね。これはどういう事情があるんでしょうか。

○子育て支援課長

街なかにつきましてはそういう今のところ報告とか、そういうトラブルがあっているという報告は上がっておりません。そういう事実はちょっとあっていませんで、どういう意図でそういう発言されたかというところまではちょっと理解しかねます。

○川上委員

やっぱり事実があっていないことを捉えて、起こればどうなんかなというように、しかも、わかるでしょう、契約行為なんだから。契約に違反すれば、違反する行為があれば、解除する規定があれば解除する、しなければしないということでしょう。わかりきったようなことを、なぜそこで繰り返すのか。それは、事実に基づかない中傷発言をしたということにならないのか心配しているわけですよ。しかも、これも会議録でネットで公表されていることなんですからね。こうしたことについては、的確に対応しておく必要があると思います。質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:57

再 開 14:07

委員会を再開いたします。

次に132ページ、青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

児童センター・児童クラブ運営事業について、事業の現状、内容についてお尋ねします。

○学校教育課長

児童センターにつきましては、市内に居住する18歳未満の子どもを対象に、子どもたちの心身ともに健やかに育成することを目的とするということで実施しております。また、放課後児童クラブにつきましては、保護者が就労等による昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に、放課後児童館等の児童厚生施設や学校の空き教室を利用して、遊び、生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的として実施しているところでございます。

○川上委員

施設の概要については、追加資料で提出されています。これについて、まず簡単に構いませんので、説明をしていただけますか。

○教育総務課長

追加資料としましては、資料の15ページのほうになります。「児童センター（館）における児童クラブ利用面積一覧表」ということで提出のほうをさせていただいている資料の説明になります。まず初めに、こちらのほうの資料でございますけれども、区分欄としましては、大きく飯塚地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、額田地区の5地区に分けた中で、それぞれの地区の小学校区における児童センター（館）について記載をさせていただいております。次に、区分欄の横にあります児童センター（館）名についてでございますけれども、こちらのほうは基本的には飯塚市児童センター及び児童館条例で制定しております児童館及び伊岐須小学校、それから内野小学校につきましては、児童センター（館）はございませんけれども、児童クラブのほうは運営しておりますので、括弧書きにて記載のほうをさせていただいております。次に、定員数欄のAでございますけれども、こちらのほうは、平成30年4月1日現在の定数のほうに記載させていただいております。次に、集会室面積B及び遊戯室面積C、さらに、その他学校施設利用面積D、こちらにつきましては、児童クラブとして利用する際の児童館、児童センターの面積のほうに記載させていただいております。その中で、1人当たり面積のほうを算出しているというふうな次第になっております。また、空白になっておりますけれども、備考欄ということで、こちらのほうに、例えば伊岐須児童クラブであれば、児童センター（館）なし。また、棕本児童館であれば、

こちらは、平成30年度に建築のほうを行っておりますので、こういったところで遊戯室の整備を行っておりますといったことを備考欄に書き加えているような次第でございます。以上、説明のほうを終わります。

○川上委員

教育委員会に所管が変わって、その後に施設対策について、教育委員会で重点的にこれをやろうということで考えている点はこういった点ですか。

○学校教育課長

児童クラブにつきましては、学校施設の有効利用を図るために、学校そして児童クラブとの定期的な打ち合わせ等を行い、利活用に努めているところでございます。

○川上委員

1市4町ごとに学童保育あるいは児童クラブということで発展してきていますから、運営の伝統と言うかそういうものだとかと同時に、施設の有り様は随分さまざまなんですよ。建てかわったりするときに、先ほど答弁があったような椋本が遊戯室をつくったとかいうようなことはあるんですけど、遊戯室がないところも相当あるんですよ。だから、その遊戯室を全校というか全クラブにつくろうとか、それから狭いところは広げていこうとか、そういう方針はないですか。

○学校教育課長

繰り返しの答弁になるかと思いますが、学校施設を利活用することでそういった点をカバーしていきたいという方向で考えております。

○川上委員

そういった方向というのがよくわかりませんが、明確な形で学童あるいは児童クラブの施設について、これとこれとこれを改善しなきゃならないというような明確なものはないということなんですかね、今の答弁だと。

○教育部長

児童クラブにつきましては、今国の方針におきましても学校の空き教室など、さまざまな施設を活用して児童クラブを運営するようなことが示されております。今、議員から質問がっておりますのは児童館でございますが、児童館につきましては、確かに遊戯室のほうを設けていくようになっておりますが、今たまたまこの児童クラブはこの児童館を利用して運営しておりますので、児童クラブの運営に当たっては、この館を利用したり、先ほどの答弁にもありましたように教室を使って子どもたちの居場所を確保していく、そういった体制で今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

明確に施設整備の方向性を、空き教室の利活用とかいうのもあるでしょうし、新設するということもあるでしょうけど、明確な方針を持つ必要があるんじゃないかなと思うんですよ。例えば、この間私、穂波の高田小学校に行ってきました。この学校は開校62年なんですけど、全校生徒は78人、4月に16人の新入生を迎えるので、82人ということなんですよ。学童はというと、フリースクールと言うんでしょうか、ですから、その特性もあって、その半数ぐらいが学童にかなりな時間までいるわけですね。指導員の先生は3人ということなんですけど、指導員の先生が休憩する場所もちろんありませんけど、教室がものすごく狭くて、晴れた日は子どもが運動場に行く子もいますから、見えなくなるので心配と。元気で遊んでいるだろうと思うけど、見えないうのが心配。それから雨の日は中にいますから、もうごった返して、情緒的にも落ち着けるかということもあるし、けがはないかということも心配と。それで隣の特別活動室というところも借りて、やっているんだけど、それにしても狭いと。では空き教室を利用したらどうですかということになりますけど、空き教室がないわけです。体育館はと言うとまた離れていて、目が届かないというような状況で、この事態を打開できないかというふうに思ったんですよ。それと、もう

1つは、特別支援学級に行っている児童もいて、時間中は先生とほぼ一対一という関係で、安定的な時間を過ごせるんですけども、先ほど言ったようなところに放課後デイサービスに行かずにそこに行っている子もいるんですけど、その場合はやはり時間中の環境と全く違うわけですから、なかなか厳しくなるわけですね。だからそれは個別的な検討があるかもしれませんが、そうしたことも含めて、一つ一つの学童について、教育委員会が所管ですから、教育委員会が、空いている教室を使ってもらったらいいですよというふうに、その場合は噛み合う場合はそれでいいんだけど、噛み合わない現実もありますので、施設整備についてもよく検討して、方針を持って臨んでいったらどうかと。統廃合、小中一貫校などによって、一つ一つの教室は適正規模ということになっているところもあります。しかし全体としてはマンモスになっているところもあります。そこはそこなりの大きくなったことからくる心配なこともありますので、それについても現状を把握して対応していく必要があるというふうに思いますので、今のは要望ということで、質問を終わります。

○委員長

次に、142ページ、予防費、予防接種事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

142ページの予防接種費ですね。風疹の予防接種についてと高齢者の予防接種についてをお聞きしていきたいと思います。まず初めに風疹の予防接種についてでありますけれども、昨年から全国的に風疹というのが流行して、都市圏においてはさらにその影響もあり、国が2020年の東京オリンピックまでに風疹の流行を抑制しようと対策に乗り出しているという報道もありました。そこで風疹とは、まずどんな病気なのか簡単に結構ですので、お答えください。

○健幸・スポーツ課長

厚生労働省によると、風疹は風疹ウイルスが原因で起こる発疹性の感染症で、風疹への免疫がない集団において、1人の風疹患者から5から7人にうつす強い感染力を有しております。風疹ウイルスの感染経路は飛沫感染で、人から人へ感染が伝播します。症状は不顕性感染から重篤な合併症併発まで幅広く、特に成人で発症した場合、高熱や発疹が長く続いたり、関節痛を認めるなど、小児により重症化することがあります。また、脳炎や血小板減少性紫斑病を合併するなど、入院加療を要することもあるため、決して軽視はできない疾患です。また、風疹に対する免疫が不十分な妊娠20週頃までの妊婦が風疹ウイルスに感染すると、先天性風疹症候群の子どもが生まれる可能性が高くあります。

○守光委員

そうですね、特に妊娠されている方が風疹にかかると先天性の病気を持った子どもさんが生まれてくるという可能性が高いということになります。それでは風疹に対する、先ほど言いましたけど、国の追加対策について概要をお答えください。

○健幸・スポーツ課長

特に抗体保有率が低い、現在39歳から56歳の男性に対しまして、1つ目でございますけれども、予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、全国にて原則無料で定期接種を実施いたします。2つ目ですけれども、ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査を受けていただくこととし、補正予算等により全国にて原則無料で実施するとなっております。3番目でございますけれども、事業所健診の機会に抗体検査を受けられるようにすることや、夜間、休日の抗体検査、予防接種の実施に向け、体制を整備することとなっております。

○守光委員

私も2013年に、この9月議会で質問をした経緯がありますけれども、次に、風疹に対するこれまでの市の対応と国の対策を受け、今後どのような対応を市としては考えておられるのかお答えください。

○健幸・スポーツ課長



風疹につきましては、現在、1歳から2歳の誕生日の前日までに、第1期、平成30年度で言えば、平成24年4月2日生まれから平成25年4月1日生まれまでの児、いわゆる年長児に第2期の定期接種を行っております。任意接種につきましては、対象者として飯塚市に住民票のある20歳以上で風疹抗体検査の結果、抗体化が十分ではない妊娠を希望する女性及び妊婦のパートナーを含む配偶者としており、接種料金から6千円を助成し、差し引いた金額を自己負担していただいております。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は証明書持参で全額減免となっております。また来年度より、妊婦及び妊娠を希望する女性の抗体化が十分でないとは判断された場合には、その配偶者及び同居者も対象者として拡大をする予定となっております。

次に、今回の風疹に対する国の追加対策における市の対応につきましては、国の方針に基づき、まずは次年度早々に、早期に対象者全員に抗体検査を促す通知を送付しようと考えております。事業所健診の機会に抗体検査が受けられるようにすることや、夜間・休日に抗体検査、予防接種の実施に向け体制を整備することについては、国から具体的な実施要領等が来ておりませんので、今後国からの通知に沿った形で進めてまいりたいと考えております。

○守光委員

すみません、一遍ちょっと確認なんですけれども、今、国の対策としては39歳から56歳までが3つの中で無料ということと言われておりますけれども、これまで飯塚市として6千円補助金を出されていたと思うんですけれども、39歳から56歳以外の方は国が無料でされていますけれども、それに該当しない方はこれまでどおりでよろしいのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○守光委員

わかりました。しっかり、かかってしまうとさまざまな病気と合併症も起こしますし、先ほど言いましたけれども、妊婦の方は大変で、もしそれかかってしまうと、生まれてくる子どもさんへの影響が大きくなりますので、しっかりまた、今後通知等も含めて、まだこのことを知らない方も多くいらっしゃると思いますので、その点は要望しておきます。

引き続き、高齢者の肺炎球菌の予防接種について、お聞きしたいと思います。この件については、昨年12月議会において一般質問をしておりましたが、接種率が低いことを受け、勧奨通知等を行って接種率の向上を図ってはどうかということを提案しておりました。まず勧奨通知は、市としては発送したのでしょうか、お答えください。

○健幸・スポーツ課長

勧奨通知の発送につきましては、種々検討いたしました。その結果、さきの一般質問の答弁と重なりますけれども、年度当初の4月に対象者宛てに、個別に接種券を送付しておまして、この方々に改めて勧奨通知を発送すると、特に任意接種された方など対象者が混乱するおそれがあること。また医療機関からの報告にタイムラグがありますので、この間の接種をされた方の確認ができないまま勧奨通知による2回の接種をしてしまうという危険性があることから、行っていないという状況でございます。

○守光委員

勧奨通知は接種券ではないことや、また通知の色を変えるなどの方法等でも対応はできると私は考えておりますし、医療機関についても市と医療機関が連携をとれば対応可能ではないかと考えております。先ほど、前回の質問のときにもご答弁があったと思うんですけれども、飯塚市は通知を出して、その接種券を持って行かないと、医療機関では、これを受けられないということで、ご本人さんが忘れていたとしても、医療機関と連携をとる中で、少しは解消するのではないかと思います。これについては、後ほどちょっとまた聞きたいと思っておりますけれども、次に、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種については、全国においても接種率が低いことから、風疹と同様に国が対応方針を現在出されていると思っておりますけれども、その概要をお知らせください。

○健幸・スポーツ課長

一般質問で答弁をいたしましたとおり、今回の高齢者肺炎球菌予防接種は、平成26年10月1日から毎年、当該年度において65歳となる高齢者及び60歳以上65歳未満の方で特定の疾患のある方を対象に開始をいたしております。またあわせまして、経過措置として70歳以上、100歳までの5歳刻みの高齢者も対象となっております。高齢者が5年の間に全員が接種できるようなシステムとなっております。この定期接種において接種率が低かったことから、国は2019年度からも5年にわたって、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、または100歳となる日の属する年度の初日から、当該年度の末日までの間にある者を定期接種の対象者とするものでございます。

○守光委員

本当、接種率が過去5年間、実を言うと、この今月31日で一応、国の方針1回目の5歳刻みの接種が終わるんですけども、接種率の低さから国としては、また4月から、また5歳刻みで5年間継続してやられるということでもあります。この国の方針を受けて、これまでの通知の仕方、さまざま含めて反省というか、先ほど勧奨通知は出していないということで、ご答弁があつておりましたけれども、この勧奨通知の発送等も含めて接種率の向上に向けて、今後どのようにされていくのかお答えください。

○健幸・スポーツ課長

まずは、一般質問において議員からご提案のありましたように、接種期間を明確に示した上で、平成30年度に実施したように、対象者宛てに個別に接種票を送付し、接種を促したいと考えております。さらにホームページや、市報等による勧奨のお知らせ等を行ってまいりたいと考えております。なお、個人の勧奨通知につきましては、どうしても任意接種者とのトラブルや勧奨通知による2度の接種の危険性があることから、他市の状況を再度調査するなどして検討を重ねてまいりたいと考えております。

○守光委員

提案も含めてでありますけれども、広報のあり方についてホームページや市報等でお知らせしているとのことでもありますけれども、高齢者が集う老人クラブ、いきいきサロン等、市内各地で開催されております。そういったところに向いて接種の呼びかけをすることや民生委員の方また福祉委員の方は、定期的にそういう高齢者の方に訪問されておりますので、その方とまた連携していただいて、そういった予防接種のことを話していただくとか、さまざまなことができるのではないかと考えますけど、その点はどうでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

ただいまの質問議員のご提案につきましては、接種勧奨の方策としては、大変有効であると考えておりますので、内部で課題等整理した上で実施できることから取り組んでまいりたいと考えております。

○守光委員

ありがとうございます。この肺炎球菌ワクチンを摂取する、しないによって肺炎にかかったときに、かかることはもうどうしてもやっぱり避けられないと思うんですけども、かかったときに、受けてなければやっぱり重症になるしですね、受けていれば軽く済みます。この点からも1人でも多くの方が、まずはこの肺炎球菌ワクチンの接種で国がされていることを、対策をもうしっかりとお知らせしていただいて、1人でも多くの方が飯塚市で接種できるように取り組みをよろしく願いいたします。

○委員長

次に、健康づくり推進費、保健事業費について守光委員の質疑を許します。

○守光委員

144ページの自殺対策計画策定費について、お聞きしたいと思います。この事業は、新規事

業だと思えますけれども、この予算を計上するに至った経緯の説明をお願いいたします。

○健幸・スポーツ課長

年間の日本の自殺者数が3万人を超えている日本の状況に対処するため、平成18年6月に自殺対策基本法が制定されました。その後、平成28年4月1日に改正法が施行されまして、この改正法に基づき、国が策定した新たな自殺総合対策大綱の趣旨にのっとり、福岡県では、平成30年3月に自殺対策基本計画が策定されております。本市においても、自殺対策基本計画を策定する必要がありますので、次年度、計画を策定しようとするものでございます。

○守光委員

では、本市における自殺者数はどのようになっておるのか、また原因、性別、年齢別などがわかる範囲でお答えください。

○健幸・スポーツ課長

さきの一般質問において答弁しておりましたが、本市における自殺者数は厚生労働省の自殺の統計によりますと、平成27年度で男性20名、女性で7名の合計27名。平成28年度で男性21名、女性8名の計29名。平成29年度で男性18名、女性6名の計24名となっております。次に、年齢別及び原因ですけれども、平成29年度の自殺者数でお答えいたします。まず年齢別では、自殺者数24名のうち、30代が1名、40代が6名、50代で6名、60代で8名、70台で3名となっております。自殺の原因といたしましては、家庭問題が3名、健康問題が15名、経済・生活問題が9名、勤務問題が1名、男女問題が1名、その他不詳が5名となっております。

○守光委員

では、次年度に計画を策定されようということでもありますけれども、今後どのように計画をしていくのか、方針的なものがわかりましたらお答えください。

○健幸・スポーツ課長

自殺対策については、県の嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所や精神科医療機関等の関係機関との連携が必要になろうと思っておりますので、そういった連携の方策や自殺対策は市役所全体で取り組むべき大きな問題であることから、まずは市の現状の事業等の棚卸しを行い、自殺予防啓発に関する視点を加えた施策を上げていくことなどにより、市が実施していくべき取り組み等をあらわしていきたいというふうに考えております。

○委員長

次に、145ページ、健康づくり推進費、母子保健事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

不妊治療助成事業費について、ご質問いたします。まず事業内容について、お尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

不妊治療助成事業でございますけれども、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない体外受精、顕微受精に要した費用の一部を助成しようとするもので、平成28年度から開始をしたものでございます。対象者は、飯塚市に住民票のある夫または妻で戸籍法の規定による届け出を行った夫婦、住民基本台帳法に規定する外国人住民については、住民票の世帯主との続柄により婚姻関係が確認できる夫婦。2番目ですけれども、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業の夫婦所得が730万円未満であること。県指定医療機関における保険外診療の治療であることに該当し、2回目もしくは3回目の助成の決定を受けていること。3番目に世帯全員に市税の滞納がないこととなっております。給付の内容は県の支援事業にそれぞれ2回目と3回目の助成金交付決定額を控除した額について、15万円を上限に助成するものでございます。なお、3回目の助成につきましては、平成31年度からの新規の取り組みとなっております。

○光根委員

これまで県の助成事業の2回目のみとなっていたものを、3回目も対象としたことは大変評価したいと思います。それでは、これまでの実績はどのようになっていますか。

○健幸・スポーツ課長

平成28年度は15人の対象者がおりまして、総額207万4221円。平成29年度は24人の対象者となっております、総額321万1千円となっております。ちなみに、平成30年度は2月末時点で22人の対象者となっております、その額は250万5千円となっております。

○光根委員

この助成事業は原則申請主義だと思いますが、申請漏れ等はないのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど答弁いたしましたけれども、この事業は県の助成金交付決定額を控除した額について、助成するものとなっております、県のほうから治療時に市の助成制度があることを説明し、同時に申請書もお渡ししていただいておりますので、申請漏れはないものと考えております。

○光根委員

ありがとうございます。それでは今後の見通しとして、この事業をどのように考えておられますか。

○健幸・スポーツ課長

この事業は、冒頭に申し上げましたとおり、不妊治療の経済的負担の軽減を目的としておりますが、それだけではなく本市の出生率向上という効果も期待するものでございます。不妊で悩んでいる方のうち、治療費が高額なため治療を受けることに躊躇されている方に対して、こういった制度があるということを周知しながら、本制度を継続してまいりたいと考えております。

○光根委員

ぜひともよろしく願いいたします。この制度については、不妊治療の経済的な負担の軽減が目的であり、一方で出生率向上という効果も期待できるということで、ぜひ継続していただきたいと思います。さらに不妊症とともに、妊娠はするけれども、流産や死産を繰り返す不育症というものがございます。かつて私は、一般質問でも質問させていただきましたけれども、この治療の中に一部高額なものも含まれておると聞きます。不育症に対しても何らかの形が必要ではないかと思っておりますので、今後のご検討をよろしく願いいたします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、「第3款 民生費」から「第5款 労働費」までについて、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 14:43

再 開 14:44

委員会を再開いたします。

次に、「第6款 農林水産業費」から「第9款 消防費」までの質疑を許します。

初めに質疑通告されております161ページ、農業振興費、農業後継者育成対策事業費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

24万4千円が予算計上されております。どういう事業をしようとするのかお尋ねをします。

○農林振興課長

農業後継者育成対策事業補助金についてご説明を申し上げます。この事業につきましては、飯塚市内に居住しております40歳までの農業者で構成をしております飯塚市農業後継者協議会の

活動支援を目的といたしまして、当協議会に対しまして補助金の交付を行っておるものでございます。現在、平成30年度では11名の会員にて青空市や農業体験を行うプロジェクト活動や後継者育成を行うための生産活動のほか、農産物PRイベントや視察研修などの活動を行いながら、後継者の育成にも担っておるところでございます。

○委員長

次に、163ページ、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

163ページ、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金につきまして、816万3千円につきまして質問させていただきます。まず、補助金につきましては、12月の一般質問におきまして、少し触れさせていただいております。この有害鳥獣駆除につきましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町で有害鳥獣被害防止対策協議会を組織されております。広域的に連携した有害鳥獣駆除対策が実施されておるかと思っております。イノシシ、鹿の捕獲には市から1頭当たり補助金が交付されております。その交付単価につきましては、飯塚市が7千円、嘉麻市、桂川町が1万円と飯塚市の単価は3千円低くなっております。このことから今後の駆除員の確保に影響が生じるんじゃないかろうかというふうな危惧もありましたことから12月議会において嘉麻市、桂川町に合わせる形で1頭当たり1万円の補助金の増額を要望させてもらっておりました。今回の予算の概要を見させていただきますと、補助金が増額されておるみたいなんですが、まずその内容につきましてご説明をお願いします。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除対策事業費補助金につきましては、平成31年度予算といたしまして70万円を増額しております。その内容といたしましては、捕獲鳥獣1頭当たりの補助金交付単価でございます7千円を増額したものではありませんで、年間での有害鳥獣の捕獲数が増加傾向でありますことから、これまでの1千頭分を基準とする予算配分に対しまして、100頭分を増加して要求したことによる増額でございます。

○永末委員

今の答弁によりますと予算の増額に関しましては、捕獲数の増加によるものであって、1頭当たり7千円の単価というのは、昨年同様との答弁であったかと思っております。確かにおっしゃるように捕獲数の増加というのは、当然これは必要かなというふうに思っておるわけですが、駆除活動については、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会を組織して、それを申し上げましたが広域的に実施されております。この構成団体の中でも飯塚市のみが補助金の交付単価が3千円低いということについて、飯塚市の駆除員の方から補助金の交付単価の増額の要望などは、されておるのでしょうか、お尋ねします。

○農林振興課長

ご指摘の件につきましては、有害鳥獣被害防止対策協議会として活動される駆除員間での補助金額の違いについて、駆除委員の意欲の低下や担い手の確保などに対する懸念がありますので、本市の駆除員さんからも1頭当たりの補助金額については、嘉麻市、桂川町と同額の1万円の増額を希望されておりましたけれども、補助金額につきましては、現状のところ7千円を維持しているという状況でございます。

○永末委員

当然、そういった要望されていると思っております。協議会として活動されております駆除員さんの間でも、この補助金の違いについてやはり不公平感があつて、意欲にもやはりかかわつておるといふようなことも実際に聞きました。ですので、これ改めて今回頭数のほうの増加のほうは検討しておいていただいておりますが、改めて検討していただきたいと要望させていただきます。また今回の補助金の増額につきましては、先ほど申し上げましたので、増加傾向にあるとのことな

んですが、近年、市街地での鳥獣の出没数がふえておるといふうなことも聞き及んでおります。これまで農作物の被害対策から市街地での生活被害対策としての役割も大きくなっていると思いますが、市街地での有害鳥獣対策についてどのように取り組んでおられるのかお尋ねします。

○農林振興課長

委員言われますように確かに、近年では住宅街などの市街地での鳥獣、特にイノシシの出没が多くなってきておりますので、農作物被害への対応よりも生活被害の対応のほうにふえてきております。そのため、イノシシに対する現状での対応といたしましては、人的被害が発生しないように警察と連携として見回り等を行いながら、日常生活に影響のない場所において数日間にわたる餌付けにより、警戒心を緩めながら箱わなによる駆除を行っておるところでございます。しかしながら生活被害を及ぼす場所等では捕獲に必要な銃の使用及び罠の設置に制限がありますことからその対応には苦慮しているところでございます。今後も住宅街など日常生活圏内でのイノシシ等の出没が想定されますので、生活被害の対応、対策方法など検討が必要であると考えておるところでございます。

○永末委員

最後は要望で終わります。有害鳥獣の駆除に関しましては、捕える方の駆除員の方の減少でありますとか、高齢化による駆除力の低下が懸念されております。先ほどから申し上げていますように、住宅街でも、市街地の鳥獣の出没が非常にふえていますから、その農作物被害対策だけではなく、生活被害への対応も非常に重要なことになっておるかと思っておりますので、ぜひこの駆除体制の確保という意味でも、せめて協議会の中での補助金の統一化という形をとって、何とかこの有害鳥獣の駆除の強化に努めていただきたいと思いますので、要望して終わらせていただきます。

○委員長

次に、農業土木費、農林環境整備事業費について、永末委員の質疑を許します。続けて質問させていただきます。

○永末委員

166ページ、農業土木費、農村環境整備事業費、1億2千万円につきまして、質問をさせていただきます。まずこの農村環境整備事業の内容につきまして、簡単に構いませんので、説明のほうをお願いします。

○農業土木課長

農村環境整備事業は、農村地域において、農業生産性の向上及び生産基盤の整備と一体的に、生活環境の整備をするため、国の補助事業で採択できない小規模なため池やかんがい施設、農道等を県の補助事業で整備し、農業経営の安定と農村地域での災害を未然に防止することを目的とする事業です。

補助の概要としましては、ため池関連が50%、その他施設関連が40%となっております。事業期間は単年度事業とし、継続はその都度、県との協議により実施されます。事業額規模は1工事当たり3千万円を上限としております。

○永末委員

この事業費につきまして、ちょっと確認させていただいたときに、少し私のほうで思ったのが、かなり、飯塚市内のほうは広いですから、いろんなところでそういった施設、ため池等、ため池だけではなく、農道等、そういったのがたくさんひろがっているかと思うんですけど、まずやはり何らかの基準がなければ、この工事箇所という選別していけないんじゃないかなというふうに感じたわけですが、今現時点で予算化をされておるわけですが、どういった形でこの工事箇所という選定、選別されておるのか、答弁いただけますか。

○農業土木課長

市内の農業用施設につきましては、基本的には施設を利用されている地元農区で維持管理を行っていただいておりますが、農区で対応できない施設の補修や改良工事につきましては、農区生

産組合等より要望書が提出され、現地を調査確認し内容を精査した上で、緊急性等を考慮しながら、補助の採択基準に合うものについて補助申請し、採択されたものについては随時工事を行っております。採択基準につきましては、ため池が受益面積5ヘクタール未満、用排水施設につきましては、受益面積1ヘクタール以上5ヘクタール未満、受益戸数が2戸以上。農道につきましては、受益面積が1ヘクタール以上5ヘクタール未満、受益戸数が2戸以上。延長としまして200メートル以上1千メートル未満、全幅員3メートル以上となっております。

○委員長

次に、林業振興費、荒廃森林整備事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

荒廃森林整備事業費についてお聞きいたします。事業の目的、またその内容についてご説明ください。

○農林振興課長

荒廃森林整備事業は、福岡県森林環境税を活用した事業でございます。長期間手入れがなされずに荒廃した杉やヒノキの人工林、私有林となります。これを公益的機能が十分に発揮できる健全な森林に整備する福岡県の補助率10割の事業でございます。平成20年度から平成29年にかけては、荒廃森林再生事業として飯塚市内で1754ヘクタールの森林の整備を行ってまいりました。事業の実施に当たっては、開発等による転用など20年間制限する協定を飯塚市と森林所有者との間で締結し、整備後は、環境の森林として保全をいたしております。平成30年度から平成39年度においては、荒廃森林整備事業と事業名を新たにおおむね15年以上手入れがされていない。または平成39年度までに、森林の公益的機能が発揮できなくなると見込まれる市内の荒廃した杉やヒノキの人工林、対象森林として間伐や除伐、または近年の豪雨災害を踏まえまして、間伐材の流出を防止するための現地発生間伐材を利用した木柵の設置等を行う予定でございます。しかし、荒廃森林整備事業では新たに事業実施要件としまして、保安林であること。または保安林でない場合は、保安林指定の同意が必要となったため、荒廃した森林の所有者が事業実施を躊躇されることも危惧しておりますが、飯塚市内の森林が公益的機能を十分に発揮できるよう事業を推進していくことといたしておるところです。

○光根委員

その対象となる森林についてはどのように決定されるのでしょうか。

○農林振興課長

対象森林につきましては、福岡県が県内市町村のおおむね15年以上手入れがされていない。また平成39年度までに森林の公益的機能が発揮できなくなると見込まれる森林面積、約1万ヘクタールをもとに計画事業費が算出されております。飯塚市では約1350ヘクタール分の計画事業費として配分がされております。この計画事業費をもとに飯塚市での年度ごとの事業計画を策定しておりますので、その計画に基づきまして森林調査を実施してまいりまして、対象森林を確定してまいりたいと思っております。

○光根委員

ありがとうございます。平成30年度から事業が開始されているということですが、事業の実施状況と今後の予定についてお願いいたします。

○農林振興課長

事業の状況といたしましては、平成30年度におきまして八木山地区の一部で対象森林を確定させる調査を実施いたしております。平成30年度におきましては、平成30年に確定調査を行った森林とあわせまして、新たに筑穂地区及び鎮西地区においても対象森林の確定調査を予定しておりますので、対象森林の確定後は森林所有者との協定の締結、また保安林でない森林においては、保安林指定の同意を得られた森林から間伐等の事業に着手する予定といたしてしております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:01

再 開 15:12

委員会を再開します。

173ページ、商工業振興費、大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

太陽光発電にかかわる林地開発にかかわって、知事への意見書の中で、まちづくりの基本方針との整合性が図られていないと書いた開発申請及び許可はどのくらいあるか、お尋ねします。

○環境整備課長

県への意見書として出した事業としては、3事業ありますが、この3事業ともこの補助金の対象とはなっておりません。

○川上委員

その3事業の場所と開発業者を伺います。

○環境整備課長

3事業につきましては、当時意見書を出した事業名でお答えさせていただきますけども、1社が一条工務店、これは場所は白旗山周辺となります。それから、日本エネルギー総合システム株式会社、これは筑穂地区の馬敷となります。それから、合同会社ノーバルソーラー、これも白旗山周辺の一角となります。

○委員長

次に、176ページ、商工業振興費、福岡ソフトウェアセンター補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

補助金支出の根拠についてお尋ねします。それは何かお尋ねします。

○産学振興課長

福岡ソフトヘセンター補助金交付要綱に基づき、福岡ソフトウェアセンターへ補助金を支出いたしております。

○川上委員

補助金交付要綱で対象経費を社員の人件費と人材育成にかかわる事業費としているのはどういうことか、お尋ねします。

○産学振興課長

福岡ソフトウェアセンターの設立につきましては、高度情報化、情報産業の活性化において不可欠な高度IT人材の育成を図り、安定的に質の高いソフトウェア技術者を地域内に供給していくことを目的としたしまして、地域ソフトウェア供給力開発推進臨時特別措置法に基づき、国、福岡県、飯塚市、民間企業による第3セクター方式で福岡県唯一のIT技術者の育成と地場産業の育成を担う公的専門教育機関として設立されたもので、営利のみを追求する企業ではないことから、経営の安定化、人材育成による産業振興を図るために、福岡ソフトウェア補助金交付要綱において補助対象事業として、ソフトウェアセンターの管理運営に関すること、高度情報化及び情報産業の活性化を目的とする事業とし、補助対象経費として、社員の人件費と人材育成に係る事業費を規定しているものでございます。

○川上委員

納得がいけないところがあるんですね。そこで交付要綱における社員の人件費、人材育成に関する事業費の積算根拠をお尋ねします。

○産学振興課長

社員の人件費につきましては、平成10年度までは、飯塚市より2名の職員を派遣しておりま



したが、平成11年度から派遣職員1名を引き上げましたので、その派遣にかわるプロパー職員1名分を、また平成22年度からは、残り1名の派遣職員を引き上げましたので、それにかわるプロパー職員分を社員分を補助いたしております。人件費の積算根拠につきましては、平成11年当時の本市係長級の平均給与をもとに積算し、プロパー社員を雇用できると想定される額として、その7割程度の額を算出したものでございます。また、人材育成に係る事業費につきましては、特別な積算根拠ございませんが、平成29年度実績におきましては、各種IT技術者向け研修におきまして871名が受講し、その事業費4671万8千円の経費の一部として600万円を補助いたしたものでございます。

○川上委員

先ほどの補助金交付要綱は平成24年度につくられているんですけど、監査委員に指摘をされて、それでそれ以前の支出根拠は不明なんです。これはなぜですか。

○産学振興課長

福岡ソフトウェアセンター補助金交付要綱につきましては、委員も申されましたように、平成23年の監査において福岡ソフトウェアセンター補助金を対象とした補助金交付要綱の整備についての指摘がなされ、平成24年に要綱を定め補助対象事業、対象経費などを明確化したものです。それ以前につきましては、飯塚市補助金等交付規則を根拠として、規則による交付申請の手続きに従い決裁により補助を行っていたところでございます。

○川上委員

したがって、平成20年度以前と以降について、この補助金の性質がまるで違うということが明らかになったと思います。そこで最後にしたいと思いますが、開発あっせん事業がありますけれどもその内容をお尋ねします。

○産学振興課長

福岡ソフトウェアセンターの主な事業内容といたしましては、人材育成事業、開発あっせん事業、実践指導事業がありますが、平成29年度の主な開発あっせん事業といたしましては、インターネットプロバイダー事業として、各法人と293のプロバイダー契約、指定管理業務として飯塚市新産業創出支援センターとの管理業務、システム開発等受託業務として、福岡県公園施設予約システム、民間企業への賃貸システム、運用監視システム業務などの各種システムの開発導入、保守業務、IT人材派遣業務として、各種システムや開発業務などへの派遣、請負事業として飯塚市や嘉麻市との市民課窓口業務や飯塚市予約乗り合いタクシー、予約受付業務などの請負業務を行っております。また、福祉施設等への職業紹介事業も実施しております。

○委員長

次に、179ページ、観光費、筑豊ハイツ整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

9億1093万円の内訳をお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

筑豊ハイツテニスコートの整備事業としまして、屋根つきのテニスコート改修工事を1億700万円、筑豊ハイツ再整備事業としまして、整備工事費7億4630万円を含みます事業費8億393万5千円を計上させていただいております。

○川上委員

再整備事業の宿泊施設における火災発生など大緊急事態発生時の安全な避難のために、既に議会に示されている設計の変更を行う必要があると思います。お考えを伺います。

○都市施設整備推進室主幹

整備内容につきましては、今後、検討してまいります。

○行政経営部長

昨日の特別委員会で避難の関係のご指摘も受けているところでございます。これにつきまして

は、今後、業者と協議をしながら、避難が十分に確保できるように進めていきたいというふうには考えております。

○川上委員

市として、このようにしなければならんだろうという反省も含めた内容について市長にお尋ねしたいと思うんですけど。

○副市長

ただいまの行政経営部長が答弁いたしましたように、当然きのうの特別委員会でもいろんなご意見をいただきましたけど、避難については、十分可能考えていかななくてはいけないと考えております。きのう2階に宿泊施設ということでお示しておりましたけど、それを1階に変えるとか、思い切った発想で避難ができるような形で検討し直していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○川上委員

次に年間1万2千人を超す市民が利用している温泉浴場がなくなることについて、利用者の意見はどのようなものが把握していますか。

○都市施設整備推進室主幹

特別委員会でも、答弁させていただいておりますけども、皆様の意見を伺ったということはありません。

○委員長

次に、181ページ、土木総務費、定住化促進事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

土木総務費、定住化促進事業費の住宅改修補助金2500万円及び戸建て中古住宅取得補助金3千万円、この2つの事業内容について、ご説明ください。

○住宅政策課長

まず、住宅改修補助金制度概要につきまして、ご説明いたします。新制度の名称は仮称ではございますが、飯塚市定住促進住宅改修補助金としております。本制度は、市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図ることを目的としております。老朽化、または不具合が生じた居住用住宅の改修や省エネ改修と快適な住環境へ居住性を向上させる改修をし、住み続けていただくことにより、定住化を図り、さらには空き家になることを防止し、空き家の増加を要する抑制することにもつながるものと考えております。また、飯塚市住宅リフォーム補助金交付事業と同様に施工業者を市内に事業所を有する個人事業主、または市内に本店もしくは支店を有する法人とすることで、地域経済の活性化も図れるものと考えております。補助対象住宅は居住用中古住宅とし、補助の対象者につきましては、定住の意思をもって住民基本台帳に記載されているもの、または記録される予定であるものとし、転入予定者も対象といたします。また5年以上居住することを要件といたします。また、補助を対象費用の工事の金額は、消費税を除く8万円以上とし、補助金の額は、補助対象工事費の100分の10とし、上限額を8万円といたします。加えまして、子育て世代等を考慮し、当該住宅の世帯員に15歳以下の子どもが含まれる場合は1人につき2万円を加算いたします。また、この後ご説明いたします戸建て中古住宅取得補助金と併用できるものいたします。なお、リフォーム補助金は1年度に1回申請ができるものとしておりましたが、新制度では住宅1軒につき1回限りの申請といたします。

次に、戸建て中古住宅取得補助金制度の概要についてご説明いたします。新制度の名称は仮称ではありますが、飯塚市戸建て中古住宅取得補助金としております。本制度につきましても、飯塚市定住促進住宅改修補助金と同様に、市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図ることを目的としております。飯塚市空き家等対策計画では危険老朽空き家等の解体撤去に加えまして、利活用に取り組むため、空き家バンクの創設も視野に入れた計画になっております。中古住宅取得の推進を図ることで、空き家の増加の抑制にもつながるものと考えており

ます。補助対象住宅は築15年以上の居住用の中古戸建て住宅とし、補助の対象者につきましては、定住の意思をもって住民基本台帳に記載されているものといたします。また、市内居住者のうち借家にお住まいの方も対象となります。なお、5年以上居住することを要件といたします。補助対象費用は、消費税を除く住宅及び土地の取得に要する費用といたします。補助金の額は補助対象費用の100分の10とし、上限額を30万円といたします。加えまして子育て世帯等を考慮し、当該世帯15歳以下の子どもが含まれる場合には1人につき10万円を加算いたします。また、定住促進住宅改修補助金と併用できるものといたします。以上が両制度の概要でございます。

#### ○勝田委員

住宅改修補助金制度は、定住化の促進を図ることを目的とし、さらに空き家防止、空き家増加の抑制をするという効果をねらっている事業だと理解しました。さらに、戸建て中古住宅取得補助金は、これは全く定住化促進住宅改修補助金の目的とほぼ同じように理解していますが、最初の定住促進改修補助金ですか。これは補助の金額が工事費の100分の10、もう一方の戸建て中古のほうも、工事費の100分の10が補助の対象ですね。上限が8万円と30万円。さらに、これはいいなと思ったのはやっぱり子どもさんがおることで加算額が賦課されたというのが、今回の大きな目玉でしょう。これは少し今までにない、ちょっと中身が盛り上げられたかなという感じがしております。そこで、平成23年度にスタートいたしました住宅リフォーム補助金、それから翌年の平成24年度にマイホーム取得奨励金というのがありました。その制度を廃止した理由をお尋ねいたします。

#### ○住宅政策課長

住宅リフォーム補助金及びマイホーム取得奨励金を廃止した理由ということですが、所管課といたしましては両制度ともに廃止をしたわけではなくて、補助金の額及び対象等の見直しを行いまして、見直しに伴い事業名が改まって、結果として、両制度を廃止し新たな制度を実施するものというふうに理解しております。その経過等につきまして、ご説明いたします。

住宅リフォーム補助金交付制度は、市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、先ほど言われましたように平成23年度から実施しており、8年が経過いたします。今、例年年度途中で予算が枯渇することから、予算の拡充等の改善を図る必要があるのではないかとのご意見もいただいておりますので、今回過去の実績を鑑み、補助限度額等の見直しを行った次第でございます。定住促進住宅改修補助金は、市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図ることを目的としており、先ほどご説明いたしましたように、居住用住宅の省エネ改修と快適な住環境の居住性を向上させ解消し、住み続けていただくことにより定住化を図り、さらには空き家になることを防止し、空き家の増加を抑制することにもつながると考えております。主には予算を拡充するために、限度額の上限を下げさせていただいたということになるかと思えます。定住促進居住者マイホーム取得奨励金の事業については、本市に住宅を取得し、転入する者に対し奨励金を交付することにより、定住を促進するもので、先ほど言われますように平成24年度に事業を開始し、7年間実施してまいりました。しかしながら、平成29年度のアンケート調査では制度がなくても、市内に住宅を取得したとの回答が約91%ございまして、周辺環境の充実など他の要因が奨励金制度の魅力を大きく上回っていると考えた次第でございます。

また、平成29年度に実施された行政評価委員会の補助金外部審査におきましても、必要性、効果性、継続性の各評価におきまして7人の委員中4人の委員が低いと評価されております。昨年の決算特別委員会におきましても、本制度については大きな岐路に来ており、対象世帯や金額についても見直しを行う必要があるのではないかなどのご意見もいただいております。以上のことを踏まえまして、本制度につきましては、関係部署とも協議を行い、見直しを進めてまいりました。

また第2次飯塚市総合計画には定住環境、公共交通の充実の施策を実現するための基本事業の1つに、空き家対策の推進がございます。老朽化した空き家の増加により周辺環境へ悪影響を及ぼしていることから、老朽危険家屋の解体を推進すること及び空き家等の有効利活用を検討しながら、定住環境整備の取り組みを推進することとしております。空き家の有効利活用の取り組みにつきましては、空き家バンク制度の創設に取り組んでおり、市内の宅建業者の協力を得まして、4月から飯塚市空き家情報バンクを開設できるように準備を進めております。あわせまして、定住推進に係る事業として、今回仮称ではございますが、飯塚市戸建て中古住宅取得補助金を提案させていただいた次第でございます。この制度は市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図ることを目的としております。中古住宅取得の推進を図ることで住宅改修補助金と同様に、空き家増加の抑制にもつながるものと考えております。なお、今回提案させていただいております制度につきましては、対象の拡充を図り、転入者限定のものではなく、市内居住者のうち借家にお住まいの方も対象とさせていただいております。

○勝田委員

そこで今まで実施しておりましたリフォーム補助金事業及びマイホーム取得奨励金事業、これを最初に始めた理由を改めてお尋ねいたします。

○住宅政策課長

先ほどのご説明と重なるとは思いますが、リフォーム補助金事業は市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため開始した事業でございます。またマイホーム取得奨励金事業は、本市に転入して新築または中古住宅の購入をされる方に対し、定住を促進し、もって活気に満ちた地域社会を築くことを目的として開始した事業でございます。

○勝田委員

さらに、それぞれ過去実施しておりました2つの事業の補助金の過去5年間の総額及び適用戸数はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○住宅政策課長

平成25年度から29年度までの交付実績及び申請件数は、住宅リフォーム補助金1340件、交付金額1億975万円。マイホーム取得975万4千円となっております。マイホーム取得奨励金436件、交付金額2億884万6千円となっております。

○勝田委員

さらにこの補助金等利用された方の反応、ご意見等はどんなご意見があったでしょうか。

○住宅政策課長

リフォーム補助金交付対象者に対する平成29年度のアンケート調査では、リフォームしたことにより、今後も飯塚市にお住まいになりたいと考えますかという問いには、「はい」と答えられた方が約98%ございました。また、1件当たりの補助額をふやしてほしい。年度途中で補助金がなくならないようにしてほしいなどの要望がございました。マイホーム取得奨励金につきましては、交付対象者に対する平成29年度のアンケート調査では、先ほど説明しましたが、制度がなくても、市内に住宅を取得したとの回答が約91%ございました。また、マイホーム取得奨励金につきましても、1件当たりの補助額をふやしてほしいなどの要望がございました。

○勝田委員

くどういで申しわけないんですが、では旧事業と新事業との違いを端的に述べてください。

○住宅政策課長

まず、リフォーム補助金についてご説明いたします。旧事業は地域経済の活性化を主目的としておりましたが、新事業は中古住宅を活用した定住化の促進を主目的としております。事業内容の違いにつきましては、補助対象工事を居住環境の向上を図るものとし、補助金額を、先ほど説明いたしました8万円、別途子育て加算を拡充いたしております。また、1年に一度申請ができておりましたけれども、多くの方に利用していただけるように住宅1軒につき1回限りとし、

補助対象者には居住予定者も対象としております。

次に、マイホーム取得奨励金について、ご説明いたします。旧事業は、市民の快適な住環境の整備及び定住化の促進を図ることを目的としておりましたが、新事業は中古住宅を活用した定住化の促進を図ることを主目的としております。事業内容の違いにつきましては、補助対象住宅を地区15年以上の居住用中古戸建て住宅とし、補助金の額30万円に別途子育て加算を拡充したことをございます。

○勝田委員

私自身はこの旧事業と新事業の大きな違いは、旧事業は、やっぱりよそから転入者主体で住宅を建てていただいて定住していただくというのが主な狙いがあったと思うんですね。でも、今回のは、市内に居住してある方も含めて、中古購入とか、そういう方も永住的に定住していただくという、そういう制度に変わったというふうに理解してよろしいんですね。では、この新事業の見通しについてどういった見通しを持たれているか、ご説明願います。

○住宅政策課長

所管課といたしましては、両事業ともに定住化の促進及び空き家増加の抑制につながる事業であると考えており、需要もあるものと考えております。今後の事業展開につきましては、アンケート調査等を実施し、調査結果、利用状況及び他市の定住施策における住宅支援事業等を参考に効果的な住宅支援事業の構築に向けて研究し、関係部署とさらに協議を行いたいというふうに考えております。

○勝田委員

この定住化促進の事業に関しては、同僚議員が3月議会におきまして一般質問をしていたように、私も人口減少が、これが進行すれば市の活性化も発展もやはり衰退するし、遅くなる、そういうに考えております。したがって新事業として実施予定の2つの事業は、今まで実施していた住宅リフォーム補助金及びマイホーム取得奨励金補助事業と廃止したわけではないということで、それがさらにちょっと若干、内容や形は変わりましたが、それを拡充した形で、定住者の方を永住、要するに定住を狙ってという、そういったところで少し安心はさせていただきました。この中で僕は一番うれしかったのは、この制度がなくても市内に住宅を取得したといったご意見がありましたね、これまさに今の飯塚市民の住宅に関する素直なご意見かなと思います。もしかすると、私はもっと良いふうに考えまして、飯塚市が魅力ある市になっている。あるいは住みやすいまちになっているという評価が、こういった言葉にあらわれているのではないかなと思っています。ですから、同僚の一般質問の答弁があったように宗像市ですか。あそこは10万人足らずですね、9万7千人弱ぐらいかな、人口が、そういった飯塚市もよりも3万人ぐらい少ないんですけども、あそこで取り組んでいる定住化促進施策というのは非常に多岐にわたります。僕が驚いたのは、子育ての保護者、それから貧困家庭に対する家賃等の補助があるだとか、それから新築・中古購入にも50万円だとか30万円の補助金、それから3世代の方が新築する場合にはさらに加算されて50万円だとか、それから両親のそばに家を建てたい、そういった方にも補助金があるとか、これはまさにありとあらゆる施策を組んでいます。そして私たちもそういう定住施策でいろんなところに行政視察に行ったんですね。お隣の嘉麻市でも新築住宅には恐らく何十万円じゃなくて、200万円、300万円という確かそういう金額です。視察に行ったときも、大概100万円か200万円はあったんですね、それから比べたら飯塚市はというふうに若干考えたんですが、でも、そのとおりにはしてくださいと言いませんけれども、今回そういうふうに若干変えられた方向性を持って、新事業をさらなる拡充をしっかりとやっていただいて、飯塚市の定住施策を推進していただきたいということを要望して、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、182ページ、土木総務費、ブロック塀等撤去費補助金について、守光委員の発言を許します。

○守光委員

土木総務費ブロック塀等撤去費補助金について、お聞きしたいと思います。今事業は新規事業だと思いますけども、昨年9月議会で大阪の高槻市で起きました痛ましい小学2年生が亡くなった事故を踏まえて質問をさせていただいた経緯もあります。大阪におけるブロック塀の倒壊による死亡事故を踏まえて、本市として、この取り組みについてお答えください。

○建築課長

昨年の大阪地震におけるブロック塀の倒壊による死亡事故を踏まえ、県がブロック塀等撤去費助成制度の創設を行いました。本市におきましても、国、県費の補助を活用し、平成31年1月4日に飯塚市ブロック塀等撤去補助金制度を施行いたしました。期限につきましては、2021年3月31日まででございます。

○守光委員

では事業の目的についてお答えください。

○建築課長

地震におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や、避難路の確保を目的に危険なブロック塀等の撤去を行う方に対して、撤去費の経費の一部を補助金として交付するものになっております。

○守光委員

そのブロック塀と一言で言っても、さまざまあると思うんですけども、どのようなブロック塀が今回対象になるのかお答えください。

○建築課長

市内の道路に面しまして、道路面から高さが1メートル以上のまづブロック塀であること。市の職員がブロック塀等の調査を行い、診断により安全上支障があると判定したものが対象になっております。

○守光委員

市の職員が判定して危険なブロック塀であると判定されたものであるということでありまして、では今回の補助額についてお答えください。

○建築課長

補助額といたしましては、ブロック塀等撤去に要した工事費、消費税を含む2分の1に相当する金額で10万9千円が補助限度額となっております。

○守光委員

ありがとうございます。これは民間のブロック塀ということでありまして、このような事業に対して、飯塚市の市民の皆様に対して、今後どのように啓発というか、お知らせをしていくのかお答えください。

○建築課長

自治会、隣組の回覧、市のホームページ等により、現在、お知らせを行っております。

○守光委員

本事業における現在の状況についてお答えください。

○建築課長

3月6日時点の所有者の方からの相談件数は37件でございます。そのうち、市職員による診断判定済みが37件、全て診断しております。危険ブロック塀と判定したものは、そのうち16件ございました。

○守光委員

今言われました16件ですね、危険なブロック塀があったということでありまして、今後、危険なブロック塀を減らすために、本市としてはどのような取り組みをされるのかお答えください。

○建築課長

本制度を活用していただき、危険なブロック塀を少しでも減らすように、今後も市民の方への啓発を行い、本制度における国、県の今後の動向や取り組みに対しても、情報収集を行い、改善に努めてまいりたいと思っております。

○守光委員

ありがとうございます。今回は、これは12月議会で12月補正で上がっていたと思うんですけども、またさらに、これは今後、やっていただけるということで、もうすばらしい事業だと思いますので、しっかりとまだこの事業を知らない方が飯塚市には多くおられると思いますので、通学路も含めて、こういう危険な場所をもちろん民間でありますので、本来であれば、自分自身でこういうのを撤去することが望ましいと思うんですけども、なかなか進まない。そういう部分に対して市のほうから国、県を含めて、一部補助金が出ることによって、大きく後押しができる事業だと考えておりますので、今後もしっかり啓発活動、また、高槻市での事件は職員がチェックして、そのチェック機能、それを見逃して危険なのに危険でないという判断をしてそれが地震で倒壊したという例もありますので、この判断をする、チェックするときもしっかりと最新の検査をしていただいて、市民の安全を守るこの事業を進めていただきたいということを要望しております。

○委員長

次に、187ページ、河川維持費、排水機場管理運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

国の排水機場の管理運営の委託に関する考え方をお尋ねします。

○土木管理課長

本市には、国の排水機場が8カ所あります。河川法第99条の規定に基づき、ポンプや樋門、樋管の操作並びに点検整備等に係る業務を受託いたしまして、実施に当たりましては、機械、電気のある民間業者のほうに委託しております。

○川上委員

委託金額の算定はどうなっていますか。

○土木管理課長

国の排水機場における操作管理委託金額につきましては、国土交通省を九州整備局が定めました積算要領や労務単価に基づき、積算を行っております。これにより、国の排水機場の操作管理委託金額、これは見込みとなりますが、1025万2千円を予算計上しております。最終的には、操作時間等の実績に伴い、精算変更を行い、市の持ち出しがございません。市の排水機場の積算にも、国に準じて行っており、操作管理委託金額、こちらも見込みとなりますが、1510万1千円の予算を計上しており、最終的には国と同様に精算変更を行います。よって操作管理委託料の合計といたしましては、2535万3千円となっております。

○川上委員

ポンプと水門の操作要領の第5条、操作方法の特例によるポンプ停止の考え方について、お尋ねをします。

○土木管理課長

各排水機場の操作要領に記載しております、操作方法の特例に該当する事態となった場合には、遠賀川河川事務所長の指示を仰ぐものと認識しております。

○川上委員

一般質問の折に、都市建設部長がポンプ停止のマニュアルづくりは出水期前までにとありました。水門開放のマニュアルづくりも同時に進行していると思っておりますけど、協議の状況をお尋ねします。

○土木管理課長

先日の一般質問で答弁したとおりでございますけれども、ポンプの停止の基準は国のほうで定め  
ていただき、市としましては、想定される浸水被害を把握しまして、的確な避難指示等を徹底し、  
各課と協議を行っているところでございます。

○川上委員

水門開放のマニュアルづくりをどのように進めておられるのかお尋ねします。

○土木管理課長

水門独自の分については、協議はされておられません。

○川上委員

ポンプの操作と一体に水門は行われる、特例でもそうになっています。全く協議はしていないん  
ですか。

○都市建設部長

この操作マニュアルにつきましては、ポンプを運転する際の操作マニュアルというふうに解釈  
をしております。質問委員が言われますような場合の水門の開放については、現在のところ、国  
交省と協議しておりますが、考え方としてはないというふうに聞いております。

○川上委員

まず、ごまかしてはだめです。操作要領の5条特例はポンプと水門と両方にかかりますね、あ  
なたは今承知の上で今言ったでしょう。けしからぬ。何か言いたいなら言ってください。

○都市建設部長

ただいま質問委員のご指摘の点でございますけれども、繰り返しの答弁であります。緊急の  
水門開放という考え方はないというふうに国交省から聞いております。

○川上委員

第5条についてはポンプのことで水門のことはないと申したでしょう。うそじゃないですか。

○都市建設部長

再度答弁させていただきます。ポンプを運転する際には、水門を閉めるという基本的な動作ご  
ざいます。その閉めるという動作を含めての操作マニュアルというふうに解釈をしております。

○川上委員

あなたが解釈しているのは、ねじ曲がっていますよ。これはポンプと水門に関する操作要領の  
中の特例第5条の話なんです。ですから、ポンプをとめる特例ということは、水門の操作に関  
する特例でもあるじゃないですか。ごまかしてはだめじゃないですか。ごまかしじゃないんです  
か。

○都市建設部長

ポンプ停止の特例というふうに理解をしておりますので、あくまでもポンプの停止という解釈  
をしております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:55

再 開 15:58

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

先ほどの答弁を再度させていただきます。操作要領を確認いたしました。第5条、操作方法の  
特例に関しましては、内容を読ませていただきます。事故その他やむを得ない事情があるときは、  
必要の限度において、前2条の規定する方法以外の方法により、機場を操作することができるも  
のとするというふうな表現になっておりますので、委員のご指摘のとおり、これに関しましては、  
ポンプと水門の操作というふうな解釈になると考えます。

○川上委員



先ほどの答弁で、水門開放については、協議はしているけれども、遠賀川は開けないというふうに言っているという答弁でした。でもこれは、今の特例との関係で国は、私は開けようと思えば開けられますという立場ですから、いつそうなるかわからんわけですよ。そこで、こういう重大なマニュアルがつけられようとして、それに市がどう対応するかということについて、都市建設部長は出水期までにそれを対応するというふうに言っていますよね。ちょっと具体的には、出水期前ということになると、4月末ということになるんだけど、そういうことですか。

○都市建設部長

4月までという表現は、私どもとしては考えておりませんが、梅雨を迎えるまでにはある程度、整備が整えるというふうには考えております。

○川上委員

そこで、市長、ちょっと落ちついて国とはしっかり交渉してください。住民本意にこの件は考えるべきです。こんなことをやっていたら本当に一般質問で言ったとおり、飯塚のまちづくりは根底から覆されてしまいます。

○市長

今の件については、担当部署とも議会とも、これまでもこの半年るる質問を、それぞれの議員さんからいただいてきましたので、それを受けまして、できるだけ早くということで、しかも、市民の皆さんにある程度理解をしていただきまして、それに応じた対応を、行動をしていただかなくてはいけませんので、できるだけ急ごうねというようにして打ち合わせもしているんですが、なんせ市独自で決めれることでないので、今後もいわゆる私どもよく使います河川事務所につきましても、スピード感を持ってしていただくように協議を進めていきたいと思っております。

○川上委員

時間がないんだけど、スピード感とか持つ必要ない。住民の生命、財産を守るために、住民本意にこのことについては考えていく。どう防災に立ち向かうかと、それちょっと強く指摘しておきたいと思います。

○委員長

お諮りします。議案第5号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月14日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これもちまして、平成31年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。